

**熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保
護等に関する基本計画（第4次）
素案**

平成31年〇月

熊本県

目 次

I	計画策定にあたって	・・・P1
II	これまでの取組みと課題	・・・P2
III	基本理念・施策体系	・・・P7
IV	施策展開	
1	暴力根絶に向けた啓発と教育の推進	・・・P8
2	誰もが安心して相談できる体制づくり	・・・P16
3	被害者の安全・安心を実現する保護体制の強化	・・・P26
4	被害者の安全・安心な暮らしの実現に向けた支援の拡充	・・・P36
5	関係機関・団体等との連携による支援の充実	・・・P48
V	計画の推進にあたって	・・・P53

熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画 新旧対照表（１～３章）

新	旧
<p>I 計画策定にあたって</p> <p>1 計画の趣旨</p> <p>配偶者等からの暴力であるドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）は、長い間、家庭内の問題、当事者間の問題と見られてきました。しかし、DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、被害者の大多数は女性であり、その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識、暴力を容認する風潮など、当事者間の問題として片づけられない社会的な問題が潜んでいます。</p> <p>人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、DVを社会的な問題としてとらえ、DVの防止、被害者の保護・支援等に取り組むことが必要です。</p> <p><u>熊本県では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に基づき、平成17年12月に「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定し、その後のDV防止法の改正等を踏まえ、平成20年12月に第2次基本計画、平成26年3月に第3次基本計画を策定し、DV対策に取り組んできました。</u></p> <p>このたび、基本計画（第3次）の計画期間の終期を迎えることから、その取り組みの成果と課題、社会情勢等の変化を踏まえて計画の改定を行うこととしたものです。</p> <p>2 計画の位置づけ</p> <p>この計画は、DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画であり、本県におけるDV対策の基本方向と具体的施策を総合的に示すものです。また、「第4次熊本県男女共同参画計画」の重点目標3「<u>安全・安心な暮らしの実現</u>」の<u>施策方針1「女性に対するあらゆる暴力の根絶</u>」を目指すための計画としても位置づけます。</p>	<p>I 計画策定にあたって</p> <p>1 計画の趣旨</p> <p>配偶者等からの暴力であるドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）は、長い間、家庭内の問題、当事者間の問題と見られてきました。しかし、DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、被害者の大多数は女性であり、その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識、暴力を容認する風潮など、当事者間の問題として片づけられない社会的な問題が潜んでいます。</p> <p>人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、DVを社会的な問題としてとらえ、DVの防止、被害者の保護・支援等に取り組むことが必要です。</p> <p>熊本県では、平成17年12月に「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定、さらに平成20年1月に一部改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が施行されたこと及び国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が示されたことから、平成20年12月に「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次）」を策定し、DV対策に取り組んできました。</p> <p>このたび、基本計画（第2次）の計画期間の終期を迎えることから、その取り組みの成果と課題、社会情勢等の変化を踏まえて計画の改定を行うこととしたものです。</p> <p>2 計画の位置づけ</p> <p>この計画は、DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画であり、本県におけるDV対策の基本方向と具体的施策を総合的に示すものです。また、「第3次熊本県男女共同参画計画」の重点目標2「人権の尊重と健康に配慮した社会づくり」の（1）「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を目指すための計画として</p>

～DV防止法第2条の3第1項～

都道府県は、国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下、基本方針という。）に則して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めなければならない。

3 計画期間

基本計画の期間は、平成31年4月から平成36年3月までとします。

II これまでの取組みと課題

○ 平成28年熊本地震による喪失感や負担感等が大きなストレスとなり、DV被害の増加や深刻化が生じない様、更なる啓発や確実な支援体制の整備が必要であるため、これまでの取組みに加え、次の取組みの積極的な推進を図ります。

(1) より若年層からの未然防止教育の実施

- 平成26年度に熊本県が実施した県民意識調査によると、回答者の約3割がDVについて正確には知らないと回答しており、中には自分が被害者又は加害者になっていることを認識していない人もいることから、DVが重大な人権侵害であることについて県民全体への更なる啓発が必要であるとともに、DV未然防止対策の充実が求められます。
- DVを未然に防止するためには、若い時期にDVについて学ぶことが有効であるため、県では、高校等への外部講師派遣や教職員向けの研修開催等によるDV未然防止教育に取り組んできました。
- しかし、近年の子どもを取り巻く社会的な環境の変化から、交際開始年齢の若年化等により、デートDV（※）に関する知識の早期啓発の必要性が高まっているため、より若年層からの未然防止教育の実施に取り組みます。

→重点施策 施策1（1）より若年層からの未然防止教育の実施

（※）デートDV：交際相手からの暴力のこと

も位置づけます。

～DV防止法第2条の3第1項～

都道府県は、基本方針※に則して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めなければならない。

※基本方針・・・DV防止法に基づき、国が定める基本方針

3 計画期間

基本計画の期間は、平成26年4月から平成31年3月までとします。

II これまでの取組みと課題

1 DV防止法の施行・改正

DV防止法の施行・改正の経緯や主な内容は次のとおりです。

- (1) DV防止法の施行（平成13年10月一部施行、同14年4月全部施行）
 - DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを明示
 - 国及び地方公共団体にDVを防止し、被害者を保護する責務があることを明示
 - 都道府県に、被害者の相談に応じること、一時保護を行うこと、自立支援を行うこと等を義務づけ
- (2) 改正DV防止法の施行（平成16年12月施行）
 - DVの定義を拡大
身体に対する暴力だけでなく、心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力や性的暴力）もDVと定義された。
 - 都道府県に基本計画策定を義務づけ
 - 保護命令制度を拡充
 - ・ 退去命令の期間が2週間から2ヶ月間に拡大された。
 - ・ 被害者への接近禁止命令と併せて、子どもへの接近禁止命令も出せるようになった。

○ また、平成26年度に熊本県が実施した県民意識調査によると、DVの相談窓口を1つも知らないと回答した人の割合は17.6%となっており、市町村等の関係機関・団体等と連携し、周知効果の高いコンテンツを活用するなどして、あらゆる機会をとらえた周知を実施します。

→重点施策 施策1(3)あらゆる機会をとらえた相談窓口の周知

→重点施策 施策5(1)関係機関・団体等との連携強化

(2) 多様な被害者が安心して相談できる体制の充実

○ 被害者に対する支援を行うに当たっては、あらゆる人権に配慮した対応を行う必要があり、例えば被害者が外国人、高齢者、障がい者等であることによって、支援を受けにくいということにならないよう、それぞれの立場・状況への配慮が必要です。

○ 高齢者・障がい者のDV被害者については、市町村の高齢者虐待防止や障がい者虐待防止の担当課との連携による切れ目ない支援が重要であるため、研修等を通じて関係職員等のDVへの理解や対応力の向上を図ります。

○ 外国籍を有する被害者に対しては、引き続き通訳の確保や、外国人の総合相談窓口である熊本国際相談コーナーや民間支援団体、地方入国管理局等の十分な連携により適切な支援を行います。

○ また、男性の被害者や性的少数者など多様な相談者に適切な支援ができるよう体制を強化する必要があるため、職員等に対して専門的知識の向上のための研修を実施します。

→重点施策 施策2(2)多様な被害者が安心して相談できる体制の充実

→重点施策 施策3(2)多様な被害者に配慮した保護等

(3) 地域で被害者を支える体制の強化

○ 国の基本方針によると、県の配偶者暴力相談支援センター(※)は、被害者支援における中心的な役割を果たし、市町村は被害者に最も身近な

(3) 改正DV防止法の施行(平成20年1月施行)

○ 市町村に基本計画を策定するよう努めることを義務づけ

○ 市町村に配偶者暴力相談支援センターを設置するよう努めることを義務づけ

○ 保護命令制度を拡充

・被害者が生命または身体に対する脅迫を受けた場合でも、一定の要件を満たせば、保護命令を出せるようになった。

・被害者への接近禁止命令と併せて、被害者への面会の要求、連続電話等を禁止する命令を出せるようになった。

・被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の親族等への接近禁止命令も出せるようになった。

(4) 改正DV防止法の施行(平成26年1月施行)

○ 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなった。

2 熊本県における取組み

○ 県内では、行政だけでなく、民間支援団体でもDV被害者の支援にいち早く取り組まれており、DVを含め女性のさまざまな悩みに関する相談・カウンセリングの実施、シェルター(緊急避難所)の運営、外国人女性に対する支援などが行われてきました。

○ 県では、平成13年3月に熊本県男女共同参画計画を策定し、4つの基本的課題の1つとして「女性の人権への配慮」を掲げ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、取り組んできました。

○ 平成14年4月には、熊本県男女共同参画推進条例を施行し、男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為を禁止しました。また、熊本県女性相談センター(婦人相談所)をDV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターと位置づけ、相談、保護、自立支援等の体制を整えました。

行政主体としての役割、具体的には、相談窓口の設置や、緊急時の安全確保、自立に向けた継続的な支援等の積極的な取組みを行うことが望ましいとされています。

- 特に、被害者の自立や定着支援については、様々な分野にまたがった継続的な支援が必要であるため、被害者にとって最も身近な行政主体である市町村と連携し、被害者を地域で支える体制を強化する必要があります。
- 県では、関係機関の連携によるきめ細かな見守り支援のノウハウ等を「DV被害者の総合支援ガイドライン」としてとりまとめ、DV被害者が安全・安心に生活できるよう、支援体制を強化します。

→重点施策 施策4 (1) 地域で被害者を支える体制の強化

→重点施策 施策5 (1) 関係機関・団体等との連携強化

(※) 配偶者暴力相談支援センター：DV被害者の保護・自立支援等の業務を行う機関で、当県では、熊本県女性相談センターがその役割を担っている。DV防止法で都道府県に設置義務、市町村に設置努力義務がそれぞれ課されており、平成30年度現在、県内市町村で設置しているのは、熊本市及び合志市のみ。

(4) 子どもの安全・安心な成長に向けた支援

- 児童虐待の防止等に関する法律では、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力その他子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うことは、児童虐待にあたりとされています。
- DV被害者の子どもが安全・安心な環境で成長できるような支援が必要であり、早い段階から家庭の問題に気づき、必要な支援につなげられるよう、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡大などによる相談体制の充実を図ります。

→重点施策 施策4 (2) 子どもの安全・安心な成長に向けた支援

- 平成17年12月には、改正DV防止法の施行（平成16年12月）により都道府県に基本計画の策定が義務づけられたことを受けて、基本計画を策定しました。
- 平成20年12月にはDV防止法（平成20年1月施行）の改正内容や、新たに示された国の基本方針の内容を盛り込み、基本計画の改定（第2次）を行い、以後、同計画に基づきDV対策に取り組んできました。

3 課題

(1) DV未然防止

- 平成21年度に熊本県が実施した調査によると、女性の4人に1人がDVの被害経験があると回答しており、DVが重大な人権侵害であることについて県民全体への更なる啓発が必要であるとともに、DV未然防止対策の充実が求められます。
- また、加害者対策について、精神保健福祉センターで加害者カウンセリングの取組みを行ってきましたが、県内の民間団体において加害者プログラムの実施を始めた団体があり、相互に連携しながら加害者更生に取り組んでいく必要があります。

(2) 発見・相談体制

- 平成21年度に熊本県が実施した調査によると、DVの相談機関を一つも知らない人が17.5%存在し、被害経験があってもどこにも相談していない人が49.3%存在することから、相談窓口の周知が引き続き必要です。
- また、外国人・障がい者・高齢者等について、発見・相談が困難な状況にあることが多いことから、関係機関との連携を強化し、適切な対応を行う必要があります。

(3) 被害者の保護

- 保護命令については、女性相談センターや警察において、申立てに当たっての指導・助言を行ってきましたが、平成25年のDV防止法改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力に係る被害者について

も保護の対象とされたことから、法改正を踏まえた上での助言・指導を行う必要があります。

- 一時保護された被害者のほぼ半数に同伴児がおり、保育や学習などきめ細やかな対応を行う必要があります。
- 緊急の場合等において比較的柔軟な保護が可能である民間シェルターとの連携体制も整える必要があります。

(4) 被害者の自立支援

- 保護から自立までの中間的施設として、ステップハウスの運営や、県営住宅を確保していますが、自立のための第一歩として、引き続き、取り組みを進めていく必要があります。
- 女性相談センター・精神保健福祉センターでは、被害者の自尊心・主体性の回復に向けて心理カウンセリングを実施していますが、内容の充実を図ることが必要です。
- DV家庭で育った子どもは心の傷を抱えており、特別な配慮を必要とするため、関係機関との連携を更に強化し、適切な支援を行うことが必要となっています。

(5) 関係機関との連携

- 市町村において努力義務となっている基本計画策定について、引き続き、支援を行うとともに、配偶者暴力相談支援センターの複数設置の検討などに取り組む必要があります。
- 関係機関・団体との情報共有については、平成13年度からDV対策関係機関会議を開催し、研修会を実施するなどネットワーク化に取り組んできましたが、関係機関・団体の見直し、議題の充実など、引き続き効果的な取り組みに向けて検討していく必要があります。

III 基本理念・施策体系

※体系図に代える

III 基本理念・施策体系

1 基本理念

男女がともに人権を尊重され、配偶者等からの暴力を容認しない社会の実現を基本理念とし、これまでの取組みと課題を踏まえ、以下の5項目を施策の柱と

します。

(1) 暴力の防止及び抑止に向けた取組みの推進

DVが、犯罪を含む重大な人権侵害であることを理解するとともに、人権尊重の意識を高めるための教育や啓発に取り組みます。

(2) 発見・相談体制の強化

誰もが安心して相談できる体制づくりに取り組みます。

(3) 被害者の安全な保護体制の充実

個々の被害者の状況に応じて、被害者の立場に立った保護体制の整備に取り組みます。

(4) 被害者の自立支援に向けた環境整備

被害者の意思を十分尊重するとともに、自分で選択した人生を生きていくために必要なエンパワーメント※の支援のための環境整備に取り組みます。

※エンパワーメント・・・自分の持っている能力や力に気づき、その力を使っていくこと。または、自らの状況の中で問題を自覚し、自分のことは自分で決定し、行動できる力を持つこと。

(5) 関係機関との連携・協働

市町村、民間団体等との連携により、全県的にDV対策の取組みを推進します。

2 施策体系

※別添のとおり

Ⅲ 基本理念・施策体系

基本理念: DVをなくし、地域で被害者を支える社会の実現

施策の柱	具体的施策	取組内容(第4次) ★は重点項目
1. 暴力根絶に向けた啓発と教育の推進	(1) より若年層からの未然防止教育の実施★	★①学校教育期間中のDV未然防止教育の実施
	(2) 暴力根絶に向けた県民への広報・啓発	① 人権教育・学習の充実 ② DV理解のための県民への広報・啓発の実施 ③ 県職員等に対する研修
	(3) あらゆる機会をとらえた相談窓口の周知★	★①相談窓口の周知徹底及び積極的な情報提供 ★②多様なDV被害者の立場に立った相談窓口の周知
2. 誰もが安心して相談できる体制づくり	(1) 早期発見のための取組み	① 関係機関・団体との連携強化 ② 被害者に身近な立場にいる関係者への理解促進 ③ 相談・通報の周知及び適切な対応
	(2) 多様な被害者が安心して相談できる体制の充実★	① 女性相談センターの機能強化及び他相談機関との連携強化 ② 警察の相談業務の充実 ★③あらゆる被害者が安心して相談できる体制の充実 ④ 関係職員等の資質向上に向けた研修の充実 ⑤ 適切な苦情処理体制の確立
3. 被害者の安全・安心を実現する保護体制の強化	(1) 安全・安心の確保	① 関係機関の連携強化による安全・安心な保護体制の確保 ② 民間シェルターとの連携強化 ③ 警察による安全確保の取組み
	(2) 多様な被害者に配慮した保護等★	★①様々な立場・状況の被害者に配慮した対応 ② きめ細かなケースワーク及び心理的ケア ③ 一時保護所入所者が同伴する子どもへの適切な対応 ④ 県域を越えた取組みの推進
	(3) 保護命令制度に対する適切な対応	① 保護命令に関する支援の充実 ② 警察における取組み
4. 被害者の安全・安心な暮らしの実現に向けた支援の拡充	(1) 地域で被害者を支える体制の強化★	★①関係機関・団体等による地域での見守り支援体制の強化
	(2) 子どもの安全・安心な成長に向けた支援★	★①子どもの安全・安心な生活環境の確保 ★②適切な配慮を受けられる就学・保育の機会確保
	(3) 生活基盤の安定に向けた支援	① 住宅確保の支援 ② 就業支援 ③ 生活支援及び心理的ケア
	(4) 各種制度の円滑な利用に向けた支援	① 各種制度の安全かつ円滑な利用に向けた連携・協力体制の強化 ② 法律相談等の実施
5. 関係機関・団体等との連携による支援の充実	(1) 関係機関・団体等との連携強化★	★①市町村の相談・支援体制強化に向けた取組み ② 民間支援団体との連携・協働
	(2) 加害者への対応に関する取組み	① 加害者更生の支援 ② アルコール・薬物等依存症対策の充実

新	旧
<p>IV 施策展開</p> <p>1 暴力根絶に向けた啓発と教育の推進</p> <p>(1) より若年層からの未然防止教育の実施【★重点】</p> <p>被害者にも加害者にもならないよう、若年層におけるDV未然防止教育を実施します。</p> <p>【現状と課題】</p> <p>○ <u>DVの被害者にも加害者にもならないためには、若い時期にDVについて学ぶことが有効であるため、本県では若年層に対するDV未然防止教育に力を入れており、これまで、高校等に外部講師を派遣し、DVの種類、実態、特性などについて学ぶ「DV未然防止教育」と、各学校における自主的なDV未然教育の実施等を目的とした「DV未然防止教育に係る教職員研修会」を実施してきました。</u></p> <p>○ <u>DV未然防止教育については、平成15年度から平成29年度までに計391校、93,761人を対象に、DV未然防止教育に係る教職員研修会については、平成20年度から平成29年度までに計21回、753人を対象に実施しました。</u></p> <p>○ <u>平成29年度に高校等で実施した未然防止教育の事後アンケート調査によると、男子生徒の2.3%、女性生徒の5.9%が既にデートDVを受けた事があると回答しており、より早い段階からデートDVに関する知識の啓発が必要であることが分かりました。</u></p> <p>【具体的取組】</p> <p>①学校教育期間中のDV未然防止教育の実施【★重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>中学校や高校等において、生徒が、人権の尊重や男女の相互理解・協力など、人として望ましい在り方を身につけるため、外部講師等を派遣してDV未然防止教育を実施します。</u> 	<p>IV 施策展開</p> <p>1 暴力の防止及び抑止に向けた取組みの推進</p> <p>(2) 未然防止対策 ※順番入替え</p> <p>各年齢層や対象に応じた広報・啓発や高校等におけるDV未然防止教育を実施します。</p> <p>【現在の主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国的に展開される「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）に合わせて、「女性に対する暴力をなくす運動inくまもと」を実施。さらに、11月をあらゆる暴力を許さない月間とし、「家庭から暴力をなくすキャンペーン」を実施。 ・ パンフレットやホームページによる啓発 ・ 高校等でのDV未然防止教育の実施 <p>【現状と課題】</p> <p>○ 県では「女性に対する暴力をなくす運動inくまもと」として、講演会、ワークショップ、法律相談等を集中的に実施し、より多くの県民に対してDVについての正しい理解を促すとともに、特にDVの未然防止のための啓発を行っています。さらに、11月1日から30日までの期間を児童、障がい者等に対するあらゆる暴力を許さない月間とし「家庭から暴力をなくすキャンペーン」として県内各地で啓発チラシの配布やパネル展示など街頭キャンペーンを実施し、広く県民への広報活動を行っています。 →新（2）へ移動</p> <p>○ DVを未然に防止するためには、若い時期にDVについて学ぶことが有効であるため、本県では若年層に対するDV未然防止教育に力を入れています。特に高校等では、DVの被害者または加害者となることを未然に防止するため、平成17年度から外部講師を派遣してDVの種類、実態、特性などについて学ぶ「DV未然防止教育」を実施しています。学校によっては、全く実</p>

・教職員に対しては、教職員研修会を開催し、生徒向けDV防止啓発資料及び教師用説明資料を活用して、各学校が独自に「DV未然防止教育」を実施できるよう支援します。

<子ども家庭福祉課、私学振興課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課>

【具体的目標】

①高校生等を対象としたDV未然防止教育の実施校数

・現状 (H29) 82校(延べ391校) ⇒ 目標 (H35) 90校
 ※県内の高等学校数：90校(H30.11月時点)

②高校生等を対象としたDV未然防止教育の受講者数

・現状(H29)延べ9万3千人 ⇒ 目標 (H35) 延べ14万人

③中学校でのDV未然防止教育の実施校数

・現状 (H29) 2校 ⇒ 目標 (H35) 10校
 ※すべての地域振興局単位で実施

(2) 暴力根絶に向けた県民への広報・啓発
 暴力根絶に向け、あらゆる機会をとらえた県民への広報・啓発を推進します。
【現状と課題】

実施していない学校があるため、関係課と連携し、実施の呼びかけを行っていく必要があります。

また、高校だけでなく、さらに若年層へも取組みを進めていく必要があります。

実施年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
学校数	21	23	27	31	37
受講人数	7,974	4,285	7,746	8,742	8,562

平成21年度「男女共同参画に関する県民意識調査」の結果によると、女性の約4人に1人がDVの被害経験があると回答しています。DVの被害者は、自分が被害者だと気づいていないケースや他人に相談できずにいるケースがあることから、どのような行為がDVに当たるかを広く周知するとともに、被害者がためらわずに、あるいは周囲がDVに気づいて相談機関に相談できるよう啓発する必要があります。

今後の具体的施策

- ①DV理解のための広報・啓発の実施 →新(2)②へ
- ②あらゆる暴力を許さない気運の醸成 →新(2)②へ
- ③市町村における広報・啓発 →新(2)②へ
- ④学校でのDV未然防止教育の充実 →新(1)①へ

・高校等において、生徒が、人権の尊重や男女の相互理解や協力など、人として望ましい在り方を身につけるため、外部講師等を派遣してDV未然防止教育を実施します。

・教職員に対しては、教職員研修会を開催し、高校生向けDV防止啓発資料及び教師用説明資料を活用して、各学校が独自に「DV未然防止教育」を実施できるよう支援します。 <子ども家庭福祉課、高校教育課、特別支援教育課>

(1) 人権教育・啓発の推進 ※順番入替え
 人権意識の高揚を図るため、あらゆる機会を捉えた人権教育・啓発を推進します。
【現在の主な施策】

- DV防止法第24条により、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとされています。
- 暴力根絶を図るためには、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要であるため、県では、毎年11月を「家庭から暴力をなくすキャンペーン」の実施期間とし、女性、児童、障がい者等に対するあらゆる暴力を根絶するため県民への意識啓発に取り組んできました。
- また、「熊本県人権教育・啓発基本計画」（平成16年3月策定、平成28年1月第3次改訂）に基づき、県民一人ひとりの人権意識の高揚を図るための取り組みも進めてきました。
- 暴力根絶に向けては、関係機関が緊密な連携を図りながら、あらゆる機会や多様なメディアを通じて県民に対して人権意識の高揚を図るための教育や啓発を継続して実施していくことが重要です。

【具体的取組】

①人権教育・学習の充実

- ・ 自他の人権を尊重し、命を大切にすることを養うため、今後も学校等における発達段階に応じた人権教育を推進します。
- ・ 県民一人ひとりが自発的意思に基づき学ぶことができるよう学習機会の充実を図るとともに、家庭や地域における学習支援や情報提供に努めます。
- ・ さらに、職場においても人権教育が実施されるよう、研修会等における講師の紹介や情報の提供、啓発資料の提供等を積極的に行い、その取り組みを支援します。

＜人権同和教育課、社会教育課、人権同和政策課＞

②DV理解のための県民への広報・啓発の実施

- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動（※1）」に合わせ、本県では、毎年11月を「家庭から暴力をなくすキャンペーン（※2）」実施月間とし、女性、児童、障がい者等に対するあらゆる暴力を根絶するため県民の意識啓発を図ります。 関係課、市町村も含めた各機関、団体と連携して集中的な広報啓発等を

- ・ 「熊本県人権教育・啓発基本計画」に沿った取組み（平成16年3月策定、平成24年3月第2次改訂）
- ・ 人権啓発資料（パンフレット、パネル、CD等）を活用した啓発
- ・ さまざまなメディアを利用した人権啓発
- ・ 県職員等に対する研修

【現状と課題】

- 昨今の社会状況を見ると、いじめや、児童虐待、DVなど日常生活のさまざまな場面において、ささいなことから人が傷つけられたり、殺されたりするような事件が多発しており、その背景には、人の命や互いの人格を尊重する意識が薄れてきていることが要因の一つとして挙げられます。
- 本県では、「熊本県人権教育・啓発基本計画」（平成16年3月策定、平成24年3月第2次改訂）に基づき、県民一人ひとりの人権意識の高揚を図るための取り組みを進めています。
- 具体的には、学校、地域、企業・民間団体や人権にかかわりの深い職務従事者（公務員、保健・医療・福祉関係者等）を対象として人権教育・啓発に努めているほか、マスメディア等の活用をはじめ広く県民が参加しやすいような講演会、啓発イベント等を開催するとともに、人権教育・啓発に率先して取り組む指導者の育成も行っています。
- 県民一人ひとりが、自他ともかけがえのない存在であること、一人ひとりが独立した人格と尊厳をもった人間であることを理解し、人権を侵害する暴力をなくそうとする意識を高めることが必要であり、今後とも関係機関が緊密な連携を図りながら、あらゆる機会や多様なメディアを通じて県民に対して人権意識の高揚を図るための教育や啓発を継続して実施していくことが重要です。

今後の具体的施策

①人権教育・学習の充実 →新（2）①へ

- ・ 自他の人権を尊重し、命を大切にすることを養うため、今後も学校等における発

展開し、家庭・社会であらゆる暴力を許さない社会づくりに努めます。

＜子ども家庭福祉課、障がい者支援課、男女参画・協働推進課、各地域振興局＞

(※1) 女性に対する暴力をなくす運動：国が主唱している運動で、毎年1月12日から25日までを活動期間とし、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組みを一層強化するとともに、女性の人権の意識啓発や、教育の充実を図ることを目的とする運動

(※2) 家庭から暴力をなくすキャンペーン：県内各地において街頭キャンペーン、講演会、ワークショップ、法律講座等を実施

・ 県民の人権意識の高揚を図るため、さまざまなメディアを利用した人権啓発や、人権教育・啓発に取り組む指導者養成のための研修会を行います。

＜人権同和政策課＞

・ 性別で役割を固定したり、優劣を決めたりするのではなく、個人の個性と能力を認め合うことができる男女共同参画の視点を浸透させるため、広報誌やインターネット等を利用して啓発を行います。

・ 若年者に対する啓発は特に効果的であると考えられるため、小学生向けDVDや中学生・高校生向けの男女共同参画に関する学習資料を作成・配布し、活用を促します。

＜男女参画・協働推進課＞

③ 県職員等に対する研修

・ 住民サービスの直接の担い手である県職員等が、人権の意義や人権尊重の重要性について正しい認識を持つとともに、その認識が日常生活や業務において自らの態度や行動に現れるような人権感覚を磨くための研修を行います。

(ア) 県職員

県職員一人ひとりが人権尊重の視点に立って職務を遂行できるよう、経験年数や職位、各職場の状況に応じた研修を積極的に行います。

＜人権同和政策課、人事課＞

達段階に応じた人権教育を推進します。

・ 県民一人ひとりが自発的意思に基づき学ぶことができるよう学習機会の充実を図るとともに、家庭や地域における学習支援や情報提供に努めます。

・ さらに、職場においても人権教育が実施されるよう、研修会等における講師の紹介や情報の提供、啓発資料の提供等を積極的に行い、その取組みを支援します。

＜人権同和教育課、社会教育課、人権同和政策課＞

① DV理解のための広報・啓発の実施 ← (1) ①から移動 → 新(2) ②へ

・ DVは身体的な暴力だけでなく精神的、性的な暴力も含まれることや、被害者はさまざまな支援を受けられることなどを、より県民にわかりやすく伝えるよう努めます。

・ DV啓発パネルを市町村・学校・団体・企業等に貸出し、各機関でのイベントを利用して広報・啓発に取り組みます。

＜子ども家庭福祉課、男女共同参画センター＞

② あらゆる暴力を許さない気運の醸成 ← (1) ②から移動 → 新(2) ②へ

・ 毎年1月12日から25日の期間に全国的に展開される「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、「女性に対する暴力をなくす運動 in くまもと」を開催し、講演会やワークショップ等と連携して実施します。

・ 児童虐待防止月間(11月)や、障害者週間(12月3日～9日)など人権にかかわる運動期間が11月を中心に設定されているため、引き続き11月1日～30日を女性、児童、障がい者等に対するあらゆる暴力を許さない月間とし、関係課、市町村も含めた各機関、団体と連携して集中的な広報啓発・キャンペーンを展開し、家庭・社会であらゆる暴力を許さない社会づくりに努めます。

＜子ども家庭福祉課、障がい者支援課、男女共同参画センター＞

③ 市町村における広報・啓発 ← (1) ③から移動 → 新(2) ②へ

・ 市町村と連携し、地域住民がDVに関して正しく理解し、通報等の協力が得られるように、市町村ホームページ、広報誌等を活用した啓発を行うよう呼びかけます。

＜子ども家庭福祉課＞

② 県民への人権啓発 → 新(2) ②へ

・ 県民の人権意識の高揚を図るため、さまざまなメディアを利用した人権啓発

(イ) 教職員

生徒等の実態や発達段階に応じて人権教育・啓発を進められるよう経験年数や担当職務に応じた研修の充実を図ります。

＜人権同和教育課、教育政策課＞

(ウ) 警察職員

県民の生命、身体及び財産を守るため、直接住民等と接する機会が多いことから、人権尊重の視点に立った職務が遂行されるよう研修会等の充実を図ります。

＜県警本部＞

や、人権教育・啓発に取り組む指導者養成のための研修会を行います。

＜人権同和政策課＞

③男女共同参画の視点での啓発 →新(2)②へ

- ・性別で役割を固定したり、優劣を決めたりするのではなく、個人の個性と能力を認め合うことができる男女共同参画の視点を浸透させるため、広報誌やインターネット等を利用して啓発を行います。
- ・若年者に対する啓発は特に効果的であると考えられるため、小学生向けDVDや中学生や高校生向けの男女共同参画に関する学習資料を作成、配布し、活用を促します。

＜男女参画・協働推進課＞

④県職員等に対する研修 →新(2)③へ

- ・住民サービスの直接の担い手である県職員等が、人権の意義や人権尊重の重要性について正しい認識を持つとともに、その認識が日常生活や業務において自らの態度や行動に現れるような人権感覚を磨くための研修を行います。

(ア) 県職員

県職員一人ひとりが人権尊重の視点に立って職務を遂行できるよう各職場の状況に応じた研修を積極的に行います。

＜人権同和政策課、人事課＞

(イ) 教職員

幼児・児童・生徒の実態や発達段階に応じて人権教育・啓発を進められるよう経験年数や担当職務に応じた研修の充実を図ります。

＜人権同和教育課、教育政策課＞

(ウ) 警察職員

県民の生命、身体及び財産を守るため、直接住民等と接する機会が多いことから、人権尊重の視点に立った職務が遂行されるよう研修会等の充実を図ります。

＜県警本部＞

(3) 加害者更生等に対する取組み →施策5へ移動

(2) 相談窓口の周知 ←施策2(3)から移動

DV被害者の立場に立った、相談窓口の周知を行います。

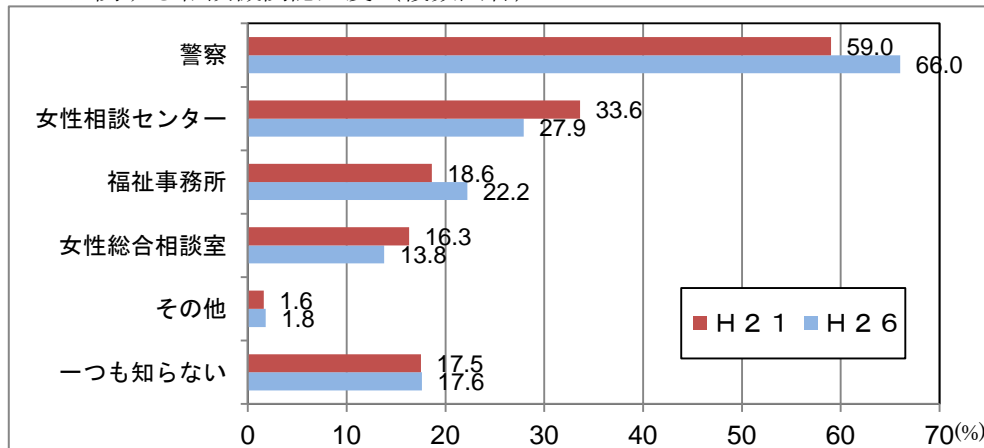
(3) あらゆる機会をとらえた相談窓口の周知【★重点】

多様なDV被害者に届く相談窓口の周知を行います。

【現状と課題】

- 本県では、毎年DVに関する正しい知識の啓発や相談窓口の周知を図る啓発資料を作成し、県内の公的施設、病院、商業施設等に設置しています。
- また、DV未然防止教育の際の配布資料や、「家庭から暴力をなくすキャンペーン」時に配布する啓発チラシ等にも相談窓口を掲載する等、あらゆる機会をとらえ、相談窓口の広報周知を実施してきました。
- しかし、平成26年度「男女共同参画に関する県民意識調査」によると、DVの相談機関を一つも知らない人は、17.6%で、平成21年度調査時の17.5%から改善しておらず、効果的な周知のために更なる工夫が必要です。
- さらに、被害経験があっても、どこにも相談しなかった人の割合が41.0%となっており、引き続き窓口の周知と併せて気軽に相談できることを呼びかける必要があります。
- また、DVから被害者を救済し支援するためには、被害者自身や周囲の人に相談窓口を知ってもらうことが何よりも重要であり、さまざまなDVの相談機関について、より一層県民に知ってもらうための取組みが必要です。

■ DVに関する相談機関認知度（複数回答）



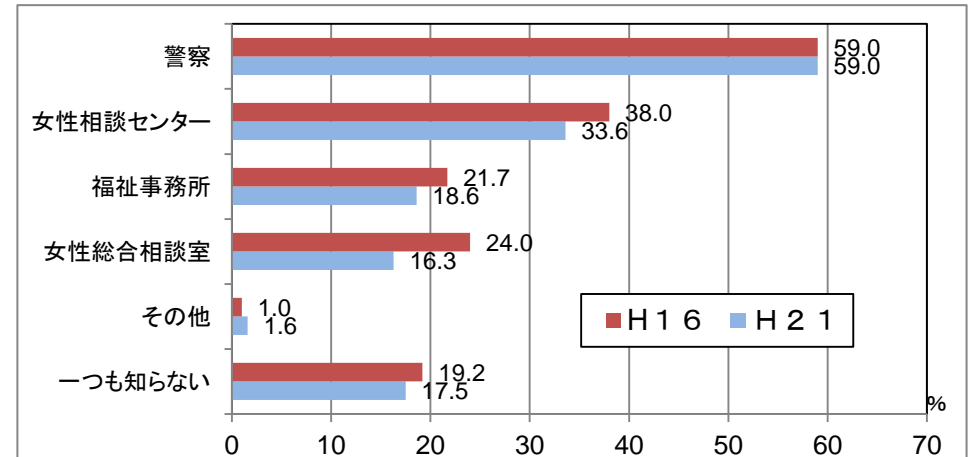
【現在の主な施策】

- ・ 相談窓口周知カードの作成・配布
- ・ 各種啓発資料への相談窓口の掲載

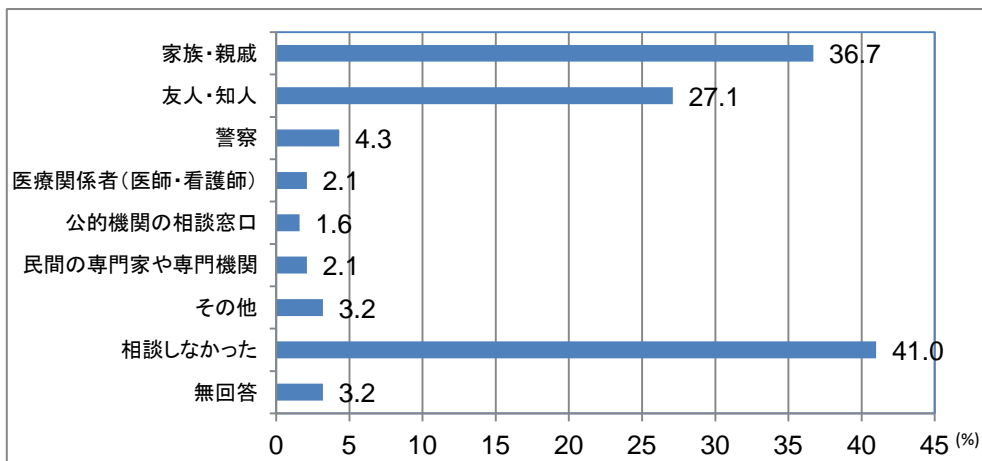
【現状と課題】

- 平成21年度「男女共同参画に関する県民意識調査」によると、DVの相談機関を一つも知らない人は、17.5%で、平成16年度調査時の19.2%から多少減少はしています。しかし、知っている相談機関については警察と答えた人が59.0%で最も多いのに対し、女性相談センターは33.6%、福祉事務所は18.6%で、いずれもあまり高くなく、相談窓口の周知は引き続き必要です。さらに、被害経験があっても、どこにも相談しなかった人の割合が49.3%とほぼ半数を占めており、窓口の周知と併せて気軽に相談できることを呼びかける必要があります。

■ DVに関する相談機関認知度（複数回答）



■被害経験者の相談状況（複数回答）



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査」(H26.11実施)

【具体的取組】

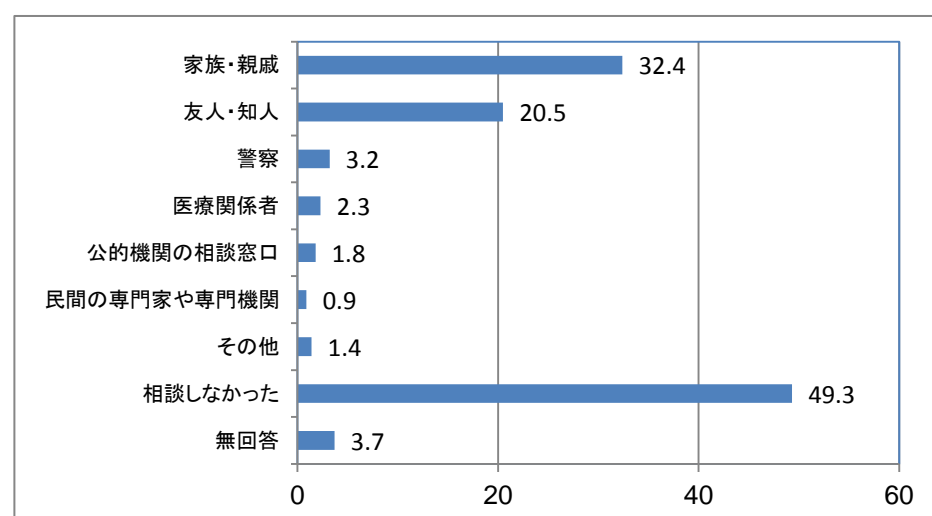
①相談窓口の周知徹底及び積極的な情報提供【★重点】

- ・ DV被害者の目に留まりやすく、入手しやすい啓発リーフレット等の作成や、あらゆる機会をとらえた相談窓口の周知に引き続き取り組みます。
- ・ 外国人のDV被害者に対しては、相談窓口等を記載した外国語リーフレット等を多くの場所に設置し、関係団体と連携を取って情報を届けます。
- ・ 障がい者・高齢者のDV被害者に対しては、研修等を通して、市町村担当者や、民生委員・児童委員等にDVの相談窓口について情報提供するよう働きかけを行います。また、関係団体と協力してDV被害者の立場に立った情報を届けます。
 <子ども家庭福祉課、男女参画・協働推進課、認知症対策・地域ケア推進課、障がい者支援課、国際課>

②多様なDV被害者の立場に立った相談窓口の周知【★重点】

- ・ 研修等を通じて男性や性的少数者等に対する支援体制を強化し、同時に相談窓口に関する情報が多様な被害者に届くよう努めます。
 <子ども家庭福祉課、人権同和政策課、男女参画・協働推進課、女性相談センター>

■被害経験者の相談状況（複数回答）



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査」(H21.12実施)

- 本県では、女性相談センターをはじめとするDV被害者の相談窓口の連絡先や相談時間を記載した携帯用カードを作成して関係行政機関や民間支援団体等に配布を要請し、より多くの方に相談機関や連絡先を知らせるようしています。平成22年度には、包括協定を結んだコンビニエンスストアにカードを設置してもらった等の取組みを行いました。さらなる設置場所の開拓を行っていく必要があります。
- また、啓発資料等に相談窓口を記載してシンポジウムの開催時に配布したりすることで、DV相談窓口の広報を実施しています。
- なお、平成23年度にはDVに特化した相談窓口を記載したカードを作成し、県内の公的施設、病院、商業施設などに設置を行い、集中的な周知に努めました。
- DVから被害者を救済し支援するためには、被害者自身や周囲の人に相談窓口を知ってもらうことが何より重要であり、さまざまなDVの相談機関について、より一層県民に知ってもらうための取組みが必要です。

今後の具体的施策

①相談窓口周知カードの活用 →新(3)①へ

- ・DV被害者が「相談したい」と考えたり、DVを認識し、被害を未然に防止したいときに、身近な相談機関がすぐ分かるよう携帯カードの普及に一層力を入れます。
＜子ども家庭福祉課、男女共同参画センター＞

②啓発資料・HPによる周知 →新(3)①へ

- ・啓発資料・県ホームページには、女性相談センターをはじめとした相談機関を掲載し、啓発資料を活用して関連行事の開催時に広報を行うなど、あらゆる機会を捉え周知に努めます。
＜子ども家庭福祉課＞

③DV被害者の立場に立った広報 →新(3)②へ

- ・DV被害者にとって入手しやすい方法を考えた広報を引き続き実施します。
- ・外国人のDV被害者に対しては、相談窓口等を記載した外国語リーフレット等を多くの場所に設置し、関係団体と連携を取って情報を届けます。
- ・障がい者、高齢者のDV被害者に対しては、民生委員・児童委員等に声かけしてもらおうとともに、DVの相談窓口について情報提供してもらいます。また、関係団体と協力してDV被害者の立場に立った情報を届けます。

＜子ども家庭福祉課＞

新	旧
<p>2 誰もが安心して相談できる体制づくり</p> <p>(1) 早期発見のための取組み</p> <p>必要な助言や支援がより早い段階から被害者に届くよう、関係機関等と連携し、早期発見・早期対応に努めます。</p> <p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>平成26年度に県が実施した県民意識調査結果では、被害経験があってもどこにも相談しなかったと回答した人の割合が41.0%となっています。</u> ○ <u>DVは家庭内で起こることが多いため、外部からの発見が困難であること、また、DV被害者が加害者からのさらなる暴力を恐れたり、精神的に大きなダメージを受けているため、主体的に相談をしたり支援を求める行動をとることが困難である等の理由により、相談機関に繋がりにくい状況にあることも考えられます。</u> ○ <u>DV防止法では、DV被害者を発見した者は、配偶者暴力相談支援センターまたは警察官に通報するよう努めることが義務付けられています。</u> ○ <u>必要な助言や支援がより早い段階からDV被害者に届くよう、被害を発見しやすい立場にある医療関係者や、民生委員・児童委員、民間団体、最も身近な行政主体である市町村、各教育機関、DVと関連性の高い児童・高齢者・障がい者虐待の相談機関等と連携を強化し、関係機関が一体となってDVの早期発見と被害者がより安心して相談できる体制の強化に取り組む必要があります。</u> <p>【具体的取組】</p> <p>① <u>関係機関・団体との連携強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>熊本県DV対策関係機関会議（※）や各地域に設置されている地域ネットワーク会議等を通じて、DVに関する情報共有、意見交換等を行い、関係機関・</u> 	<p>2 発見・相談体制の強化</p> <p>(1) 発見・通報体制の強化</p> <p>DVを発見したら通報するよう関係機関等に求めるとともに、通報に対して適切に対応します。</p> <p>【現在の主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DV啓発パンフレットの作成・配布 ・ 民生委員・児童委員等との連携 ・ DV対策関係機関会議等（全県、地域振興局単位）の開催 <p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ DV防止法では、DV被害者（身体に対する暴力を受けた者に限る）を発見した者は、配偶者暴力相談支援センター※または警察官に通報するよう努めることとなっています。 <p>※配偶者暴力相談支援センター</p> <p>DVの被害者の保護・自立支援等の業務を行う施設で、DV防止法で都道府県に設置義務、市町村に設置努力義務が課されている。平成25年7月現在、県内で配偶者暴力相談支援センターに位置づけられているのは県女性相談センター1箇所のみ。市町村には設置されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ しかしながら、DVは家庭内で起こることが多いため、外部からの発見が困難であること、また、DV被害者自身も加害者からのさらなる暴力を恐れたり、家庭の事情等により誰かに相談することをためらうことが考えられ、発見や通報は容易ではありません。 ○ したがって、DV被害者の近いところにいる民生委員・児童委員、人権擁護委員や各教育機関との連携はもちろん、DVと関連性の高い児童・高齢者・障がい者虐待の相談機関とも連携し、協力を求めることが必要です。

団体の連携強化を図ります。 <子ども家庭福祉課、各地域振興局>

(※) 熊本県DV対策関係機関会議：DVの未然防止及び被害者の早期発見・早期対応ができるよう、全県的ネットワークの構築を目的に設置。保健福祉、司法、警察、医療、民間サポート団体、市町村や県等の関係機関・団体により構成。

②被害者に身近な立場にいる関係者への理解促進

・ 熊本県DV対策関係機関会議や県職員出前講座等の機会を活用し、被害者に近い立場にいる医療関係者、民生委員・児童委員及び民間支援団体の職員等に対して、早期発見・早期対応への理解と協力を求めます。また、不適切な対応等により、被害者にさらなる被害（二次的被害）が生じることのないよう、研修等を通じて、DVについての正しい認識や適切な対応について、周知を図ります。 <子ども家庭福祉課>

・ 子どもと日常的に接する学校関係者等が生徒等の様子から家庭の中で起きている暴力等に気づき、関係機関への情報提供、相談、適切な対応が容易にできるよう、DV未然防止教育に係る教職員研修会等の場で、理解と協力を求めます。

<子ども家庭福祉課、私学振興課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課>

③相談・通報の周知及び適切な対応

・ DV被害者の発見と通報の重要性が広く県民に理解され協力が得られるよう、様々な機会・手法により周知を図ります。 <子ども家庭福祉課>

・ 相談・通報を受けた女性相談センターや警察官は、DV被害者の置かれている状況に配慮し、関係機関・団体等と十分な連携を図りながら、被害者の意思を尊重し、安全の確保及び秘密の保持等に十分配慮をしながら支援・対応します。 <女性相談センター、警察本部>

・ 児童虐待に該当する事案については、事案に応じて「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告を行い、高齢者虐待に該当する事案については、「高齢者虐待の

○ 特に医療関係者は、日常の業務を行う中でDVを発見しやすい立場にあることから、DV被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待されており、DV対策関係機関会議等の場で理解と協力を求めています。

○ また、DV発見後の通報に対して、警察や女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において適切に対応する必要があり、互いに連携しDV被害者への援助を行うことが重要です。

今後の具体的施策

① DV発見・通報のための広報・啓発 →新(1)③へ

・ DV被害者の発見と通報の重要性が広く県民に理解され協力が得られるようパンフレットや広報誌、ホームページ等を通して周知を図ります。また、DV被害者を発見した場合の連絡先についてもさまざまな機会をとらえて周知を図ります。 <子ども家庭福祉課>

②医療・福祉関係者への周知 →新(1)②へ

・ 医療関係者による被害者の早期発見と二次的被害※の防止を図るため、発見・通報への理解促進に努めます。

・ 地域に根ざした活動を行っている民生委員・児童委員及び人権擁護委員関係者に対し、DV対策関係機関会議や研修会等の場で、理解と協力を求めます。

・ DVについて、情報共有を図るため、DV対策関係機関会議や各地域に設置されている地域ネットワーク会議において連携強化を図り、女性相談業務研修会への参加を促します。 <子ども家庭福祉課、各地域振興局>

※二次的被害

相談、保護等に携わる職務関係者等の不適切な言動等により、DV被害者が傷つき、更なる被害が生じること。

③学校関係者等への周知 →新(1)②へ

・ 子どもと日常的に接する学校関係者等が児童の様子から家庭の中で起きている暴力等に気づき、関係機関への情報提供、相談が容易にできるよう、DV対策関係機関会議や研修会等の場で、理解と協力を求めます。

<子ども家庭福祉課>

防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、障がい者虐待に該当する事案については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」により市町村に通報を行い、十分な連携を図りながら、一人ひとりの状況に応じた適切な支援・対応を行います。

<女性相談センター、児童相談所、認知症対策・地域ケア推進課、障がい者支援課>

④児童・高齢者・障がい者虐待相談窓口との連携 →新(1)③へ

- ・ DVは家庭内で起こるため、児童虐待をはじめ、高齢者・障がい者虐待とも密接に関連しています。また、複数の虐待が重複して起こっていることも考えられます。このため、定期的な連携会議の開催等により、各相談窓口相互の情報の共有や合同による啓発を図り、虐待の早期発見に努めます。
- ・ 女性相談センターへの通報で、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に規定する高齢者虐待又は障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に規定する障がい者虐待に該当すると思われる場合には、事案に応じ、市町村に通報を行うとともに、支援に関しては、市町村と連携を図ります。
- ・ 各地域においては、市町村、地域包括支援センター、市町村障害者虐待防止センター、社会福祉協議会等との連携を図りながら相互に情報交換ができるよう努めます。<子ども家庭福祉課、認知症対策・地域ケア推進課、障がい者支援課、女性相談センター>

⑤通報に対する適切な対応 →新(1)③へ

- ・ 女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）は、通報者に対し、加害者に知られないように配偶者暴力相談支援センターの利用に関する情報をDV被害者に教示するよう協力を求めるとともに、DV被害者に連絡を取ることができた場合は、配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容等について説明や助言を行います。
- ・ 医療機関からの通報の場合、女性相談センターは、必要に応じ被害者の意思を踏まえ、加害者に知られないように十分注意しながら被害者と連絡を取り、説明や助言を行います。
- ・ 市町村が配偶者暴力相談支援センターを設置している場合は、女性相談センターが適切な対応をとるよう働きかけるとともに、市町村に配偶者暴力相談支援センターが設置されていない場合は、福祉事務所に協力を求め、適切な対応がとれるように努めます。
<女性相談センター>
- ・ 警察は、暴力が行われていると認められた場合、暴力の制止にあたることも

(2) 多様な被害者が安心して相談できる体制の充実【★重点】

あらゆる被害者が安心して相談できるよう、相談業務に従事する職員等の資質向上を図る研修を充実する等により、相談体制の充実を図ります。

【現状と課題】

- 熊本県女性相談センターは、DV防止法施行以来、県の配偶者暴力相談支援センターとして、被害者の支援を行う中心的な役割を果たしてきました。
- 警察においても、平成25年度に警察本部に24時間体制で各警察署と連携して被害者からの相談対応・保護等を行う人身安全関連事案対策室を設置し、各警察署にDV被害者からの相談等に対応する女性警察官を配置するなど、対応体制の充実・強化を図りました。
- また、平成19年のDV防止法改正により、市町村に配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務として課され、平成26年度に熊本市、平成28年度に合志市において同センターが設置されています。
- 国の基本方針においては、地域に根ざしたきめ細かな支援のためには、県のみならず、最も身近な行政主体である市町村の役割が大変重要であるとされており、市町村においても相談体制が充実・強化されるよう働きかけていく必要があります。
- また、誰もが安心して相談できる体制の充実を図るためには、相談対応にあたる職員がDVの特性等を十分理解し、被害者に更なる被害（二次的被害）を与えることがないよう、被害者の立場や状況に配慮した適切な対応を行う

に、DV被害者からの申し出により必要な援助を行い、また、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携して、DV被害者の意向を踏まえDV被害者の保護を第一に対応を行います。
＜県警本部＞

- ・ 通報を受けた女性相談センターや警察官は、DV被害者の置かれている状況に配慮し、通報者、女性相談センター、警察官との間で十分な連携を図ります。
＜女性相談センター・県警本部＞

(2) 相談窓口の周知 →施策1(3)へ移動

(3) 相談体制の充実

DV被害者の立場に立った、相談体制の充実を図ります。

【現在の主な施策】

- ・ 女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）による毎日22時までの相談実施
- ・ 外国人対応のための通訳の確保
- ・ 警察での相談実施
- ・ 県福祉事務所での相談実施
- ・ 女性相談業務研修会（県、市町村、民間支援団体）の実施

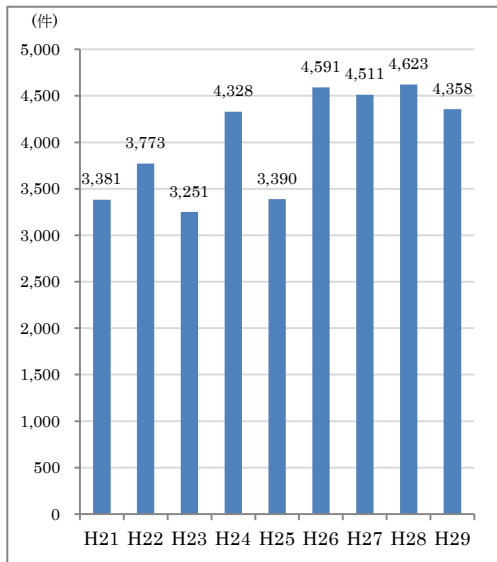
【現状と課題】

- 女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）では、女性相談員を配置してDV被害者からの電話相談・来所相談に対応するとともに、夜間休日についても毎日22時までの電話相談を実施しています。また、男女共同参画センターや精神保健福祉センターでも受け付けています。さらに、県の福祉事務所や市の福祉事務所においても相談員を配置し、各地域における中核的相談機関として、DV被害者からの相談に対応しています。
- 警察においても、県警本部や各警察署でDV被害者からの相談に応じています。
- また、関係行政機関だけでなく、民間支援団体においてもDV被害者に対する相談を受けており、被害者支援について重要な役割を担っています。

ことが重要です。

- 県では、平成27年度に「熊本県女性相談業務研修ガイドライン」を策定し、相談業務に携わる関係機関・団体の職員等の専門性を高め、対応力の向上を図ること等を目的として、定期的に研修を開催しています。
- 今後も、あらゆる立場・状況の被害者が安心して相談ができるよう、関係者の意見や要望を踏まえながら、効果的な研修を実施していく必要があります。

■熊本県内の主な相談窓口におけるDV相談件数



熊本県男女参画・協働推進課調べ

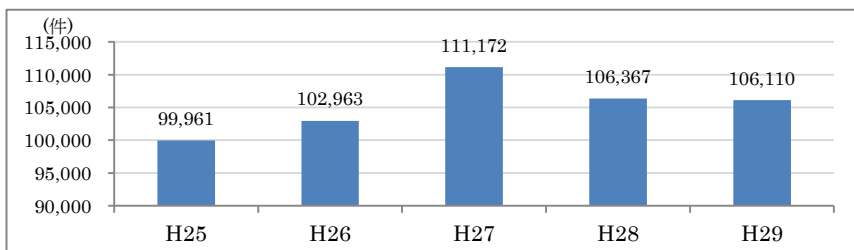
■熊本県内の主な相談窓口別DV相談延べ件数

	県女性相談センター	県女性総合相談室	県営(1、2)	女性の人生サポートライン(1)	熊本県男女共同参画センター総合相談室	各市福祉事務所	県地域振興局	合計
H20	1,319	54	241	146	255	907	135	3,047
H21	1,147	35	298	158	215	1,386	142	3,381
H22	1,082	84	334	155	165	1,813	140	3,773
H23	1,065	74	304	103	79	1,508	118	3,251
H24	1,138	88	421	55	122	2,392	112	4,328
H25	896	81	390	118	167	1,646	92	3,390
H26	1,015	47	773	108	156	2,402	90	4,591
H27	990	49	781	80	114	2,351	146	4,511
H28	885	41	626	76	100	2,812	83	4,623
H29	794	79	485	35	97	2,785	83	4,358

(*1) 暦年集計、(*2) 新規認知事案件数

熊本県男女参画・協働推進課調べ

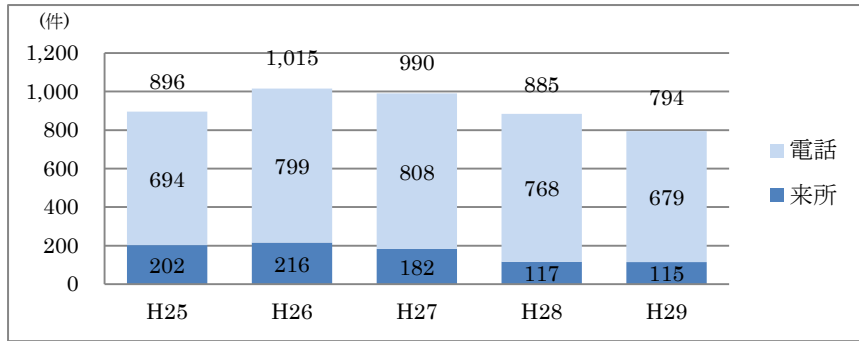
■全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



内閣府調べ 備考：全国の配偶者暴力相談支援センター281箇所 (H30.7.2 現在)

- 本県の配偶者暴力相談支援センターは県が設置する女性相談センター1箇所のみとなっています。平成19年のDV防止法改正により、市町村に配偶者暴力相談支援センターを設置することが努力義務となったことから、保護命令に関する助言等の支援をできるだけ身近な場所で受けられるようにするため、市町村に同センター設置を引き続き働きかけていく必要があります。
- 女性相談センターは、DV防止法施行以来、被害者の保護、自立支援に取り組んできた経験を活かし、県における中核施設として市町村や関係機関・団体との連携、難しい事案への対応等の役割を担うことが求められていますが、市町村から相談があった際には、対応について、助言を行うなど取り組んできました。
- 外国人に対しては、必要に応じて通訳を確保しています。また、障がい者・高齢者に対しても、関係団体・施設等と連携して、情報の提供を行う必要があります。さらに、男性のDV被害者からの相談受けについても引き続き情報の提供を行っていく必要があります。
- 相談を受けるにあたっては、対応する者がDVについて正しく理解するとともに、対応の技術を身につけておくことが必要です。このため、県では、相談業務に携わる関係機関・団体の職員の資質向上をめざして、毎年2回程度研修会を開催しています。平成24年度は2回の研修会に延べ211人が参加し、アンケートでは研修内容に「とても満足」は36%、「ある程度満足」は55%で、「不満」及び「とても不満」は併せて1%未満で、資質向上に十分に役立っていると考えています。今後も、県は関係者の意見・要望を聞きながら効果的な研修の場を提供していく必要があります。

■熊本県女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）におけるDV相談件数



熊本県子ども家庭福祉課調べ

【具体的取組】

①女性相談センターの機能強化及び他相談機関との連携強化

- ・ 女性相談センターは、今後も県のDV被害者支援を行う中核としての役割を果たす機関として、関係機関・団体と連携しながら専門的な援助を必要とする事案や処遇の難しい事案への対応、市町村等への支援等を行います。
- ・ また、精神科医師や心理職員のカウンセリングによる被害者の心理的ケアや、弁護士による法律相談など機能強化と相談対応の質の向上に努めます。

＜女性相談センター＞

②警察の相談業務の充実

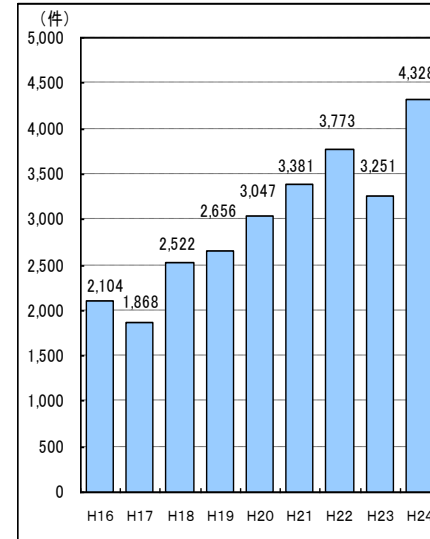
- ・ 被害者に対し、緊急時に110番通報すべき旨や自衛手段の教示、関係機関等の情報提供、加害者に対する指導警告等警察がとり得る各種措置を個別の事案に応じて教示するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行います。
- ・ 被害者の負担を軽減し、二次的被害を与えないよう、女性警察職員による被害相談対応など被害者が相談しやすい環境の整備に努めます。

＜県警本部＞

③あらゆる被害者が安心して相談できる体制の充実【★重点】

- ・ 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」により高齢者・障がい者の支援や保護を行う役割を担っている市町村の担当部署等と十

■熊本県内の主な相談窓口におけるDV相談件数



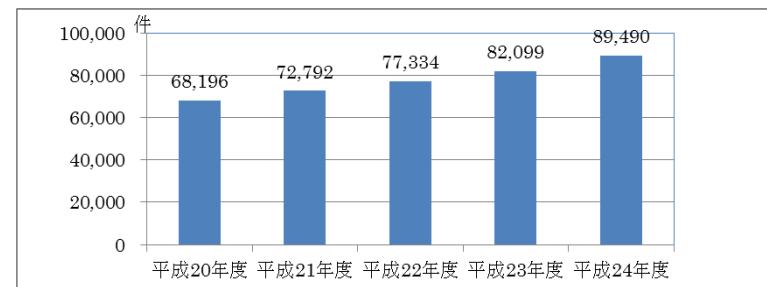
熊本県男女参画・協働推進課調べ

■熊本県内の主な相談窓口別DV相談延べ件数

相談窓口	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	合計
（熊本県女性相談センター） （配偶者暴力相談支援センター）	733	749	731	832	1,074	1,319	1,147	1,082	1,065	1,138	10,822
県女性総合相談室 （くまもと県民交流館）	76	53	107	96	70	54	35	84	74	88	733
県警 （各警察署対応分も含む）	(*)196	(*)193	(*)191	(*)234	(*)220	241	298	334	304	421	2,418
女性の権利ホットライン（*1） （熊本県人権方法務局）	64	35	32	151	155	146	158	155	103	55	1,019
熊本市男女共同参画センター （総合相談室）	152	143	163	195	257	255	215	165	79	122	1,749
各市福祉事務所	578	843	579	918	739	907	1,386	1,813	1,508	2,392	13,149
県地域振興局	63	88	65	96	141	135	142	140	118	112	1,120
合計	1,862	2,104	1,868	2,522	2,656	3,047	3,381	3,773	3,251	4,328	30,822

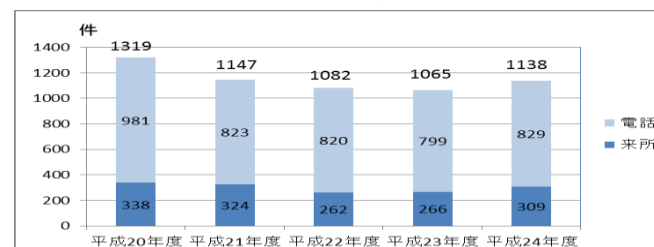
※暦年集計 熊本県男女参画・協働推進課調べ

■全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



内閣府調べ 備考：全国の配偶者暴力相談支援センター224箇所（H24.4.1現在）

■女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）における相談件数



分な連携を図りながら、一人ひとりの状況に応じた適切な支援・対応を行います。

＜女性相談センター、認知症対策・地域ケア推進課、障がい者支援課＞

・外国人からの相談については、外国語通訳の確保に努め、外国人被害者の支援を行う民間団体とも連携しながら対応します。

・また、外国人の相談窓口である「熊本県国際相談コーナー」や地方入国管理局等とも十分な連携を図りつつ、それぞれの事案に応じ、被害者の保護等において適切な対応を行います。

＜女性相談センター、国際課＞

・男性の被害者や性的少数者など、多様な被害者への適切な配慮や対応ができるよう、研修等により関係職員の資質の向上を図ります。

＜子ども家庭福祉課、男女参画・協働推進課、女性相談センター＞

【具体的目標】

毎年度全窓口(※)の職員を対象とした研修を実施

(※) 県女性相談センター、県男女共同参画相談室、県福祉事務所(9か所)、市福祉事務所等(19か所)

④関係職員等の資質向上に向けた研修の充実

・相談業務に従事する職員等が、継続的かつ効率的に必要な知識やスキル等を習得できるよう、今後も熊本県女性相談業務研修ガイドラインに基づき研修会を開催し、専門性の向上や、相談員が一人で抱え込むことなく、関係機関が連携・協力のもと切れ目ない一貫した支援を行う体制の強化を図ります。

＜子ども家庭福祉課、女性相談センター＞

⑤適切な苦情処理体制の確立

・県の相談機関等においては、DV防止法に基づき受け付けた苦情の適切かつ迅速な処理を行い、業務の改善に努めます。また、寄せられた苦情の内容によっては、その内容と対応状況について、必要に応じて熊本県男女共同参画審議会に提出し、審議会の意見を聴いて処理方針を決定します。

今後の具体的施策

①女性相談センターの機能強化及び他相談機関との連携強化 →新(2)①へ

・女性相談センターでは、精神科医師や心理士等のカウンセリングによる被害者の心理的ケアや、弁護士による法律相談など機能強化と相談対応の質の強化に努めます。

・平成19年のDV防止法改正により、市町村による配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務化されたところですが、今後は、DV防止法施行当初から県の配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たしてきた女性相談センターを、市町村の配偶者暴力相談支援センターやその他民間支援団体を含むDV被害者相談窓口の連携の中心施設として位置づけ、広域連携を含めた総合調整機能の充実を図り、困難事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務を関係機関と連携を取りながら担います。

・女性相談センターでの相談受付状況、事業内容等につき、情報共有を図るため、「女性相談センターだより」を年数回発行し、各市町村等関係機関に送付します。

＜女性相談センター＞

②警察の相談業務の充実 →新(2)②へ

・被害者に対し、緊急時に110番通報すべき旨や自衛手段の教示、関係機関等の情報提供、加害者に対する指導警告等警察がとり得る各種措置を個別の事案に応じて教示するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行います。

・被害者の負担を軽減し、二次的被害を与えないよう、女性警察職員による被害相談対応など被害者が相談しやすい環境の整備に努めます。

＜県警本部＞

③外国人、障がい者、高齢者等に対する相談環境の整備 →新(2)③へ

・女性相談センターにおける外国人からの相談については、外国語通訳の確保方針に今後も努めます。さらに、外国人被害者の支援を行う民間団体とも連携しながら対応します。

・外国人の相談窓口である「熊本県国際相談コーナー」では、各国事情、就労、出入国、家庭問題等様々な問題について相談を受け付けていますが、DVに該当すると思われる場合については女性相談センター等と連携をとりながら対

<男女参画・協働推進課、女性相談センター、各地域振興局>

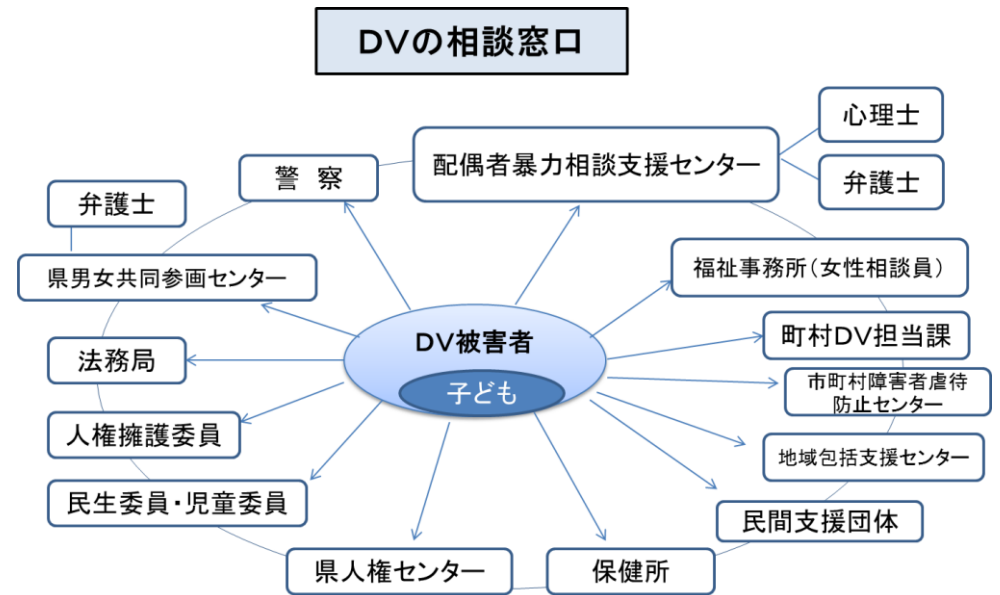
応じます。

- ・被害者が不法滞在外国人である場合には、加害者が在留期間の更新に必要な協力を行わないために、被害者が不法滞在の状況になっている事案もあることから、地方入国管理局と十分な連携を図りつつ、それぞれの事案に応じ、被害者の保護等において適切な対応を行います。
- ・女性相談センターにおける障がい者からの相談については、点字、手話等による情報伝達手段の確保に努めます。
- ・家庭での障がい者虐待については、市町村障害者虐待防止センターで、家庭での高齢者虐待については市町村及び地域包括支援センターで相談を受け付けていますが、DVに該当すると思われる場合には、女性相談センター等と連携をとりながら対応します。
- ・男性被害者からの相談にも、引き続き対応します。
- ・福祉事務所（配偶者暴力相談支援センター設置の市町村については配偶者暴力相談支援センター）においても、外国人、障がい者、高齢者に対する相談環境の整備を行っていくように働きかけます。<子ども家庭福祉課、女性相談センター、認知症対策・地域ケア推進課、障がい者支援課、国際課>

④相談対応者の育成・心理ケア →新(2)④へ

- ・DVの相談を受けることができる人材を幅広く育成し、相談対応者を増やしていくことが相談体制を強化することにつながります。このため、人材を育成するための講座に取り組んでいる民間支援団体と連携し、新しい人材を育成します。
- ・DV相談を受ける配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、市町村や民間支援団体等の相談員等が正しい知識を持ち、守秘義務を徹底し、二次的被害を引き起こさない対応に努めるため、引き続き「女性相談業務研修会」を実施します。
- ・相談対応者が「二次受傷※」や「燃え尽き（バーンアウト）」状態等に陥ることを予防したり、緩和を図ったりするなど心理ケアに配慮する必要があることから、組織全体での業務支援や専門家による精神的ケアを行うよう各相談機関に働きかけます。<子ども家庭福祉課、女性相談センター>

※二次受傷： 被害者から深刻な被害状況等について話を聞くうちに、自らも同様の心理状態に陥ること。

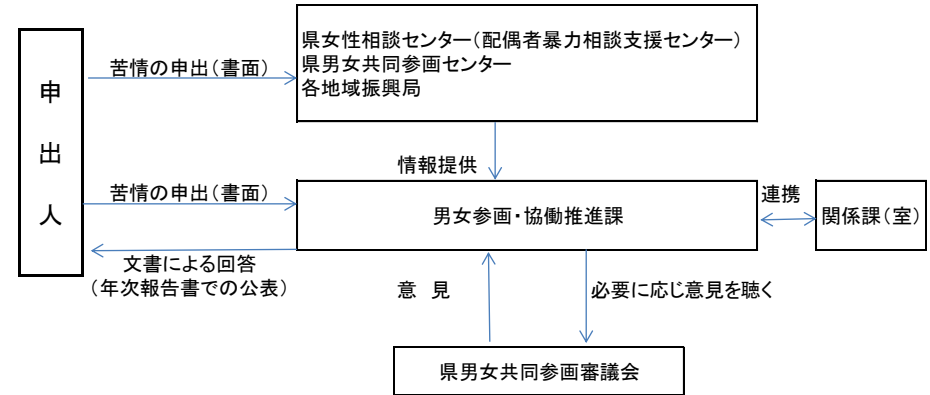


④適切な苦情処理体制の確立 ←施策5(2)より移動 →新(2)⑤へ

- ・ 県の相談機関等においては、受け付けた苦情の適切かつ迅速な処理を行い、業務の改善に努めます。また、寄せられた苦情の内容によっては、その内容と対応状況について、必要に応じて熊本県男女共同参画審議会に提出し、審議会の意見を聞いて処理方針を決定します。
- ・ 市町村等の関係機関においては、苦情処理体制確立の働きかけを行います。

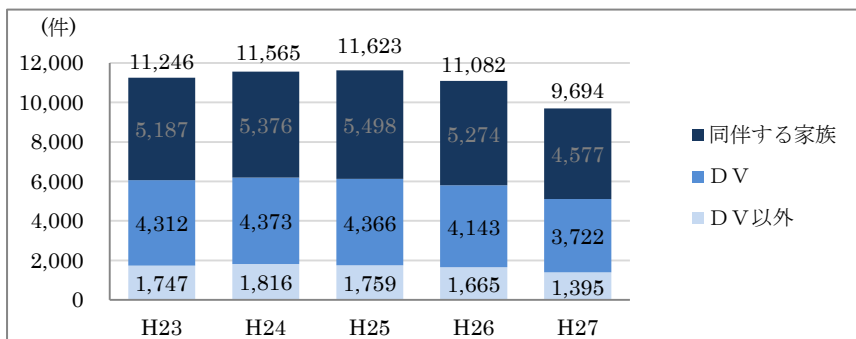
＜男女参画・協働推進課、関係機関＞

苦情処理の流れ



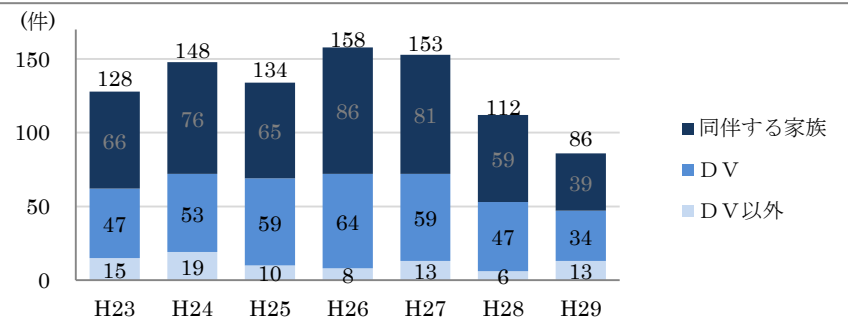
新	旧
<p>3 被害者の安全・安心を実現する保護体制の強化</p> <p>(1) 安全・安心の確保</p> <p>関係機関・団体との連携を一層強化し、DV被害者の安全・安心を確保する保護体制の充実を図ります。</p> <p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ DV被害者は、生命の危険にさらされている場合もあり、連絡や通報を受けた相談機関や警察等の関係機関が直ちに被害者の安全確保を図り、一時保護等につなげる必要性・緊急性が高い場合も想定されます。緊急時における被害者の安全・安心の確保について、関係機関が平時から共通認識を持ちながら、連携を図り迅速な対応をできるようにしておくことが必要です。 ○ 本県では、<u>24時間365日体制で被害者の一時保護を行っており、夜間警備員の配置等による安全確保とともに、一時保護所への移送は</u>、相談を受けた福祉事務所や警察の職員等が同行支援を行っています。 ○ <u>また、被害者が子どもと一緒に避難している場合、学校関係者等を通じて加害者に被害者の居所等が知られることのないよう、教育委員会や学校、保育所等へ情報の厳重な管理を行うことと、加害者等からの問合せへの対応において配慮すべき事項の周知徹底を図ることも必要です。</u> ○ <u>警察では、通報・相談等を受け、緊急性・切迫性を要すると判断した場合、被害者の意向を確認しながら、安全を確保するために必要な援助や保護を行うとともに、加害者への事情聴取や口頭警告を実施し、再被害防止に取り組んでいます。</u> 	<p>3 被害者の安全な保護体制の充実</p> <p>(1) 安全・安心の確保</p> <p>DV被害者が、安全で安心できる一時保護を実施し、警察による被害の防止を行います。</p> <p>【現在の主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 24時間・365日の一時保護体制 ・ 一時保護所に夜間警備員を配置 ・ 福祉事務所や警察による一時保護所までの被害者の移送 ・ 民間シェルターとの連携 <p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ DV被害者は、生命の危険と隣りあわせという性質があり、身の危険を感じたDV被害者は着の身着のまま逃げてくる場合があることから、一時保護所や民間シェルター（緊急避難所）等緊急避難するための安全な場所等の確保が必要です。 ○ 本県では、24時間365日体制で被害者受け入れに応じられる一時保護体制を取っている（夜間休日についても警察と連携して対応）ほか、一時保護所に夜間警備員を配置し、一時保護者の安全の確保を図っています。DVでの一時保護所入所者数は平成21年度68人、平成22年度69人、平成23年度47人、平成24年度53人と一旦減少したものの再び増加しています。 ○ 一時保護所へのDV被害者の移送については、相談を受けた福祉事務所や警察の職員が同行して行っています。 ○ DV被害者を緊急避難的に保護した民間シェルターに対して、保護費用の補助（平成20年度～24年度補助実績 延べ5団体、253,500円）を

■全国の婦人相談所における一時保護件数



厚生労働省調べ

■熊本県における一時保護件数



熊本県子ども家庭福祉課調べ

【具体的取組】

①関係機関の連携強化による安全・安心な保護体制の確保

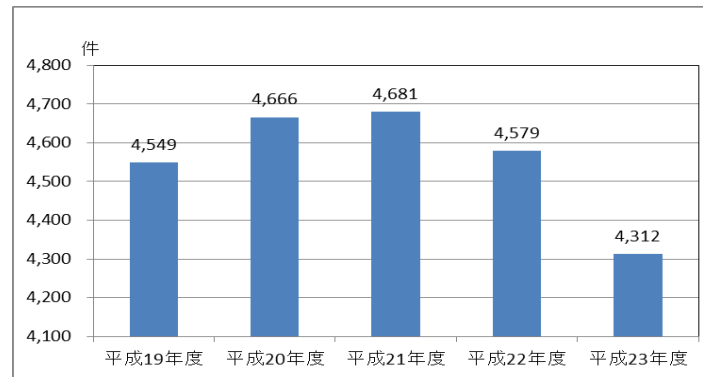
- ・緊急時における被害者保護を安全かつ円滑に行うため、女性相談センター、県警、福祉事務所（県・市）が緊急時の対応や連絡方法等を共有する一時保護関係機関連絡会議を開催し、連携強化を図ります。

＜女性相談センター、県警本部、福祉事務所＞

- ・被害者が子どもと一緒に避難する場合に備え、日頃から学校等において適切な対応が行われるよう、教育委員会等に研修等を通じて配慮すべき事項の周知を図ります。＜子ども家庭福祉課、女性相談センター、私学振興課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課＞

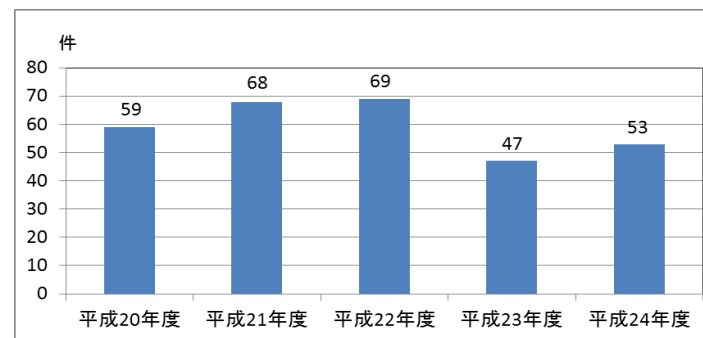
行っています。各福祉事務所等において緊急の場合には、一時保護所と併せて民間シェルターの活用が図られるよう情報提供を行っていく必要があります。

■全国の婦人相談所における一時保護件数



厚生労働省調べ 備考：DVを理由とする件数のみ

■熊本県におけるDVによる一時保護件数



熊本県子ども家庭福祉課調べ

今後の具体的施策

①緊急時の安全の確保 →現状と課題に記載

- ・24時間の一時保護体制を継続し、夜間休日に緊急に保護する必要がある被害者についても警察と連携を図り、一時保護を行います。また、一時保護所にお

②民間シェルターとの連携強化

- ・DV被害者を、緊急避難的に保護した民間シェルターに対する保護費用の補助を実施します。補助対象については、DV被害者のほか人身取引被害者男性を含め、実情に合わせた補助内容の充実に努めます。
- ・民間シェルターとの連携を強化し、各福祉事務所、市町村においても、緊急時に、一時保護所と併せて民間シェルターの活用が図られるようDV被害者の安全を確保できる体制づくりに努めます。

＜子ども家庭福祉課、女性相談センター＞

③警察による安全確保の取組み

- ・通報・相談等により被害者に対して身体に対する暴力が行われていると認められるときは、暴力の制止に当たるとともに、避難その他の措置の教示など被害者がDV被害を自ら防止するための援助や保護に努めます。
- ・DV被害に係る事案が、暴行、傷害等刑罰法令に該当する場合は、検挙に向けた捜査を開始し、被害者の意思を踏まえて加害者を検挙します。また、被害者に被害届の提出の意思がない場合でも、被害者及びその関係者に危害が及ぶ恐れがあると認められるときは、被害届の提出への説得を試みるとともに、加害者への指導警告を行うなど被害の発生を防止する措置を講じます。
- ・被害者及びその関係者に対して、つきまとい等の行為があった場合は、ストーカー規制法に基づく加害者への警告等の措置を実施します。　　＜県警本部＞

ける加害者からの追及に対応するため、夜間警備員の配置を継続します。

＜女性相談センター、県警本部＞

②民間シェルターとの連携強化 →新(1)②へ

- ・DV被害者を、緊急避難的に保護した民間シェルターに対する保護費用の補助を実施します。補助対象については、DV被害者のほか人身取引被害者男性を含め、今後も補助の仕組みについては必要に応じて検討します。
- ・民間シェルターとの連携を強化し、各福祉事務所、市町村においても、緊急時に、一時保護所と併せて民間シェルターの活用が図られるようDV被害者の安全を確保できる体制づくりに努めます。

＜子ども家庭福祉課、女性相談センター＞

③安全な移送の実施 →現状と課題に記載

- ・一時保護所へのDV被害者の移送については、今後も、相談を受けた福祉事務所の職員が同行支援するよう働きかけるとともに、警察が相談を受けた場合は警察の職員が同行支援します。また、配偶者暴力相談支援センターや福祉事務所で相談を受けた場合であっても移送中の危険性が高い場合は、警察と連携して移送を行い、DV被害者の安全を確保します。

＜女性相談センター、県警本部＞

④警察による被害の防止 →新(1)③へ

- ・警察は、通報・相談等により被害者に対して身体に対する暴力が行われていると認めるときは、暴力の制止に当たるとともに、避難その他の措置の教示など被害者がDV被害を自ら防止するための援助や保護に努めます。
- ・DV被害に係る事案が、暴行、傷害等刑罰法令に該当する場合は、検挙に向けた捜査を開始し、被害者の意思を踏まえて加害者を検挙します。また、被害者に被害届の提出の意思がない場合でも、被害者及びその関係者に危害が及ぶ恐れがあると認められるときは、被害届の提出への説得を試みるとともに、加害者への指導警告を行うなど被害の発生を防止する措置を講じます。
- ・被害者及びその関係者に対して、つきまとい等の行為があった場合は、ストーカー規制法に基づく加害者への警告等の措置を実施します。　　＜県警本部＞

(2) 多様な被害者に配慮した保護等【★重点】

一人ひとりの個別の事情に配慮したきめ細かな対応を行い、一時保護体制の充実を図ります。

【現状と課題】

- 一時保護所では、被害者の緊張と不安を緩和し、安心して支援が受けられるよう、ケースワーカーが中心となり、本人の意思を尊重しながら、自立のための情報提供、助言及び関係機関との連絡調整並びに必要なに応じて関係機関等への同行等の支援を行っています。一時保護期間は、2週間までを目途に実施していますが、状況によりそれを超えて対応する場合もあります。
- また、必要に応じて一時保護したDV被害者及び同伴して入所した子どもの心理的ケアを行うとともに、所持金がない場合でも、一時保護中のDV被害者が医療機関で治療を受けられる体制も確保しています。
- 児童については入所中の学習の機会の確保とともに、退所後の心理的ケアなど児童相談所等の関係機関と連携のうえ、引き続ききめ細かな対応を行っていく必要があります。
- さらに、被害者が外国人である場合に通訳を確保したり、一時保護所での集団生活が難しい場合には、民間施設等に一時保護を委託する等、様々な立場・状況の被害者に配慮した対応を行うための体制を整えています。
- 加害者からの追及を逃れるために、県域を越えて避難する場合もあり、広域的な対応のための他県との連携も必要です。

【具体的取組】

① 様々な立場・状況の被害者に配慮した対応【★重点】

- ・ 被害者が外国人である場合の一時保護については、今後も必要に応じて通訳の確保や関係機関・団体等と連携を図り、適切な配慮のもとで支援を行います。 <女性相談センター、国際課>
- ・ 被害者が高齢者あるいは障がい有している方である場合の一時保護については、被害者にとって最も適切と考えられる一時保護の方法や施設を選定するため、高齢者・障がい者の支援や保護を行う役割を担っている市町村の担

(2) 一時保護体制の充実

DV被害者の状況に対応できる一時保護体制の充実を図ります。

【現在の主な施策】

- ・ 一時保護所入所者が自立できるためのケースワークの実施
- ・ 一時保護所に心理職員を配置
- ・ 一時保護所入所者に対する医療費の確保
- ・ 一時保護した外国人に対する通訳・翻訳の実施
- ・ 民間施設と一時保護委託契約締結（男性・障がい者等に対応）

【現状と課題】

- 一時保護所入所者にケースワーカーを配置し、本人の意思を尊重しながら、自立のための情報提供、助言及び関係機関との連絡調整並びに必要なに応じて関係機関等への同行等の支援を行っています。一時保護期間は、2週間を目途に実施していますが、状況によりそれを超える場合もあります。
- 一時保護所に心理職員を配置し、必要に応じて一時保護したDV被害者の心理的ケアを行うとともに同伴して入所した子どもの心理ケアも行っています。また、児童については入所中の学習の機会の確保とともに、退所後の心理的ケアなど児童相談所等の関係機関と連携のうえ引き続ききめ細やかな対応を行っていく必要があります。（DVでの一時保護入所者のうち同伴児がいる割合平成24年度は52.8%）

同伴児の有無別入所件数(平成24年度) (単位:件)

	無し	有り	(有りの内訳)					合計
			1人	2人	3人	4人	5人以上	
件数 (構成比)	25 (47.2%)	28 (52.8%)	9 (32.1%)	13 (46.4%)	5 (17.9%)	0 (0.0%)	1 (3.6%)	53

同伴児の年齢区分別同伴者数(平成24年度) (単位:人)

同伴者の年齢区分	乳児	幼児	小学生低学年	小学生高学年	中学生	中卒以上	合計
同伴者数 (構成比)	9 (14.8%)	26 (42.6%)	6 (9.8%)	9 (14.8%)	6 (9.8%)	5 (8.2%)	61

- 一時保護したDV被害者が、所持金がなく、支援も得られない場合、医療費を確保し、医療機関での治療が受けられるようにしています。
- 一時保護した外国人に対しては、通訳及び翻訳を依頼しています。また、民

当部署等と連携し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく一時保護や福祉施設でのショートステイ（※）等も活用し、個別の事情に配慮した対応を行います。

＜女性相談センター、認知症対策・地域ケア推進課、障がい者支援課＞
・ 被害者が男性や性的少数者である場合の一時保護についても、被害者の事情に応じて最も適切と考えられる一時保護の方法や施設を検討し、適切な配慮のもとで支援を行います。 ＜女性相談センター＞

（※）ショートステイ：高齢者や障がいのある方などが、社会福祉施設等に短期間入所して介護サービスを受けるもの。

②きめ細かなケースワーク及び心理的ケア

- ・ 今後も各一時保護所入所者に対して、自立のための情報提供、助言及び関係機関・団体との連絡調整並びに必要なに応じて関係機関等への同行等、本人の意思を十分に尊重しながら、きめ細かな支援を行います。
- ・ 退所後にも各種支援が必要な場合は、入所者本人の意思を踏まえた上で、退所後の関係機関とも積極的に連携を行います。
- ・ 一時保護したDV被害者に対して、必要に応じ、今後も、心理職員による心理的ケアを実施します。退所後もケアが必要な場合は、退所後の関係機関につなぐほか、状況に応じ情報提供や医療機関受診などの助言を行います。

＜女性相談センター＞

③一時保護所入所者が同伴する子どもへの適切な対応

- ・ 一時保護したDV被害者が同伴する子どもについては、必要に応じ、心理職員による心理的ケアを実施します。
- ・ 児童相談所での一時保護が適当な場合や、退所後にも心理的ケアが必要な場合など、同伴する子どもに適切な支援が行われるよう、必要に応じ、児童相談所と緊密な連携を行います。
- ・ 一時保護所における同伴児に対して、日常的に保育や学習支援等充実したケアを行い、DV被害者が安心して自立に向けた活動を行うことができるよう

間施設に一時保護委託をし、男性や障がい者・高齢者の一時保護に対応しています。

- DV被害者が障がい者や高齢者の場合など、福祉的な支援等さまざまな支援が必要となる場合が多いので、被害者への保護が適切に行われるためには、一つの機関だけの対応では不十分であり、関係機関が連携を図ることが必要です。また、DV被害者の状況に応じた一時保護を実施できるよう民間支援団体等との連携がより一層必要です。
- 加害者からの追及を逃れるため、県域を越えて避難する場合も増加しており、広域的な対応のための他県との連携も必要です。

今後の具体的施策

①一時保護所入所者に対するケースワークの実施 →新（２）②へ

- ・ 今後も各一時保護所入所者にケースワーカーを付け、自立のための情報提供、助言及び関係機関との連絡調整並びに必要なに応じて関係機関等への同行等の支援を行います。
- ・ DV被害者には、福祉的な支援等さまざまな支援が必要な場合が多く、支援に当たっては、本人の意思を十分に尊重するとともに、関係機関に協力を求め、きめ細かに実施します。
- ・ 退所後にも各種支援が必要な場合は、入所者本人の意思を踏まえた上で、退所後の関係機関とも積極的に連携を行います。
- ・ 一時保護期間は、2週間程度を一応の目安としますが、状況に応じ、柔軟に対応します。 ＜女性相談センター＞

②一時保護関係機関連絡会議の開催 →新（１）①へ

- ・ 一時保護を適切かつ円滑に実施するため、情報共有の場として警察、各県・市福祉事務所、女性相談センター、行政主管課による一時保護関係機関連絡会議を開催します。 ＜女性相談センター＞

③一時保護所入所者に対する心理的ケアの実施 →新（２）②へ

- ・ 一時保護したDV被害者に対して、必要に応じ、今後も、心理職員による心理的ケアを実施します。退所後もケアが必要な場合は、退所後の関係機関につな

にするため、同伴児童対応指導員を配置します。

＜女性相談センター、児童相談所＞

④ 県域を越えた取組みの推進

- ・ 一時保護・施設入所に関する被害者の県域を越えた送り出しや受け入れに際し、委託などの手続きが円滑に行えるよう他都道府県との情報交換に努めます。

＜子ども家庭福祉課、女性相談センター＞

ぐほか、状況に応じ情報提供や医療機関受診などの助言を行います。

＜女性相談センター＞

④ 一時保護所入所者が同伴する子どもへの適切な対応 →新(2)③へ

- ・ 一時保護したDV被害者が同伴する子どもについては、必要に応じ、心理職員による心理的ケアを実施します。
- ・ 児童相談所での一時保護が適切な場合や、退所後にも心理的ケアが必要な場合など、同伴する子どもに適切な支援が行われるよう、必要に応じ、児童相談所と密接な連携を行います。
- ・ 一時保護所における同伴児に対して、日常的に保育や学習支援等充実したケアを行い、DV被害者が安心して自立に向けた活動を行うことができるようにするため、同伴児童対応指導員を配置します。

＜女性相談センター、児童相談所＞

⑤ 一時保護所入所者に対する医療的ケアの確保 →現状と課題に記載

- ・ 一時保護したDV被害者が、所持金がなく、支援も得られない場合に、治療が受けられないことを避けるため、県で医療費を確保し、医療機関で治療を受けられる体制を今後も維持します。

＜子ども家庭福祉課、女性相談センター＞

⑥ 外国人、障がい者、高齢者等対象者に応じた一時保護 →新(2)①へ

- ・ 外国人の一時保護者に対しては、必要に応じ今後も通訳及び翻訳を依頼します。さらに、生活習慣、価値観、宗教的背景など、文化や制度の違い等を考慮し、関係機関と連携して対応するように努めます。
- ・ 女性相談センターにおいては、障がい者、高齢者等に対して適切な対応をするため、対応できる施設への一時保護委託を実施します。
- ・ 家庭での障がい者及び高齢者への虐待については、市町村と連携して、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）又は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づく一時保護や福祉施設でのショートステイ※等を活用するとともに、DVに該当すると思われる場合には、女性相談センターと連携をとりながら対応します。

(3) 保護命令制度に対する適切な対応

迅速かつ安全に保護命令制度(※)を利用できるよう、円滑な手続きや安全の確保に向けた支援を行います。

【現状と課題】

- 女性相談センターでは、保護命令制度(※)に関する説明や情報の提供、申立書作成等に関する助言、関係機関との連絡調整等を行い、被害者が円滑に保護命令の申立てができるよう支援を行っています。
- 保護命令が発令された場合には、女性相談センター、警察、関係機関等が速やかに被害者と連絡をとり、安全確保のために留意すべき事項等を共有し、再被害の防止を図っています。

(※) 保護命令制度：配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力を防ぐため、被害者の申立てにより、裁判所が、加害者に対し、

- ・ 一時保護委託により、男性のDV被害者の一時保護にも対応します。
＜女性相談センター、認知症対策・地域ケア推進課、障がい者支援課、国際課＞

※ショートステイ

高齢者や障がいのある方などが、社会福祉施設等に短期間入所して介護サービスを受けるもの。

⑦県域を越えた取組みの推進 →新(2)④へ

- ・ 一時保護・施設入所に関する被害者の県境を越えた送り出しや受け入れに際し、全国知事会の申合せ※に基づき、委託などの手続きが円滑に行えるよう他県との情報交換に努めます。＜子ども家庭福祉課、女性相談センター＞
※全国知事会の申合せ (平成19年)

DV被害者を一時保護する場合の都道府県間の広域連携について、統一したルールを定め円滑な対応を行うことを目的として申し合わせたもの。

- ・ DV被害者の移送は、送り出し側の職員等が同行支援し、移送に係る費用については、送り出し側の都道府県が負担する。受け入れたDV被害者の一時保護に係る婦人保護事業費は、受け入れ側の都道府県が負担する。

(3) 保護命令制度に対する適切な対応

保護命令制度※の利用について、必要な援助を行います。

※裁判所が被害者の申立てを受け、加害者に対し、被害者への接近等の禁止、住居からの退去などを命令する制度。

【現在の主な施策】

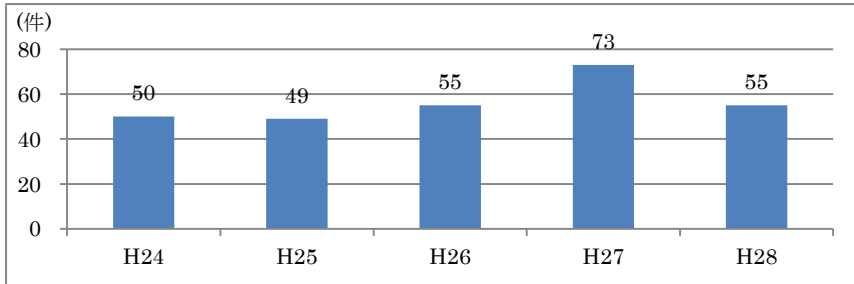
- ・ 保護命令制度の情報提供、助言

【現状と課題】

- 女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)では、保護命令制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡を行っています。
- DV防止法の改正(平成20年1月施行)で、DV被害者の親族、支援者にも保護命令が発せられるようになるなど、保護命令制度の拡充が図られてお

「被害者へのつきまとい等をしてはならないこと等を命ずる命令」

■ **熊本県における保護命令件数（被害者への接近禁止）**



熊本県警察本部生活安全企画課調べ 備考：裁判所からの保護命令通知件数

【具体的取組】

① **保護命令に関する支援の充実**

- ・ 今後も、被害者が円滑かつ安心して保護命令制度を利用できるよう、制度や手続きに関する丁寧な説明と作成に係る支援を行います。
- ・ 保護命令発令後には、被害者や親族等に対して留意事項の丁寧な説明や緊急時の迅速な通報等について教示を行うとともに、関係機関・団体との連絡調整を行い、被害者の安全確保を図ります。

<女性相談センター>

② **警察における取組み**

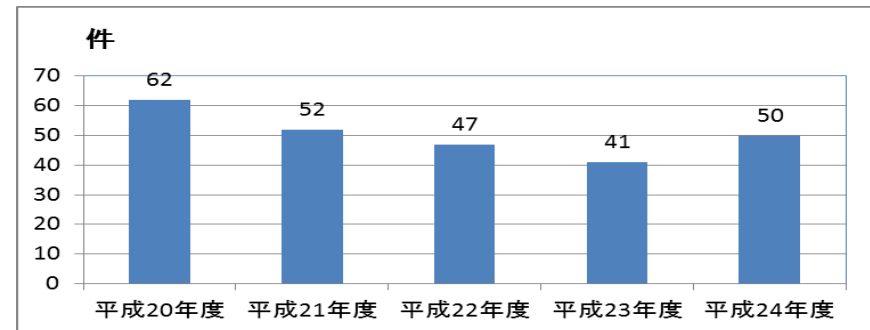
- ・ 保護命令発令後は、被害者や親族等に対して安全対策のための教示を行うほか、加害者に対して保護命令の遵守、保護命令違反時の刑罰法令の適用等について指導警告を行います。

<県警本部>

り、DV被害者の安全を確保するための有効な手段として、その活用について助言を行っていく必要があります。

- さらに、DV防止法改正（平成26年1月施行）により、同居する交際相手からの暴力に対しても保護命令を申し立てることができるようになったため、それに応じた情報提供を行っていく必要があります。
- 警察では、保護命令が発令された場合は、被害者との連携を密にし、対応措置を教示する一方、加害者に対しては、被害者への危害防止のための措置として保護命令を遵守するよう指導警告するとともに、具体的な事案発生時には検挙措置を講じています。
- 子どもへの接近禁止命令が発令された場合には、教育委員会や学校、保育所等における適切な対応も必要となります。
- 配偶者暴力相談支援センターは、保護命令発令以後の被害者の安全確保について、警察や、被害者と同居する子どもの通学する学校等と連携し、各関係機関が適切な対応をするように努める必要があります。

■ **保護命令件数（被害者への接近禁止）**



熊本県警察本部ストーリー・DV対策室調べ 備考：裁判所からの保護命令通知件数

【今後の具体的施策】

① **保護命令制度の利用に対する支援 →新(3)①へ**

- ・ 保護命令制度について被害者に説明し、被害者が保護命令の申し立てを希望する場合は、申立手続きや申立書の様式・記載方法等について説明・助言し、必

要に応じ関係機関への連絡を行います。

- ・DV防止法改正（平成26年1月施行）により、同居する交際相手からの暴力に対しても保護命令を申し立てることができるようになったため、法改正を踏まえたうえでの助言・指導を行っていきます。 <女性相談センター>

②保護命令を受けた場合の対応 →新(3)①、②へ

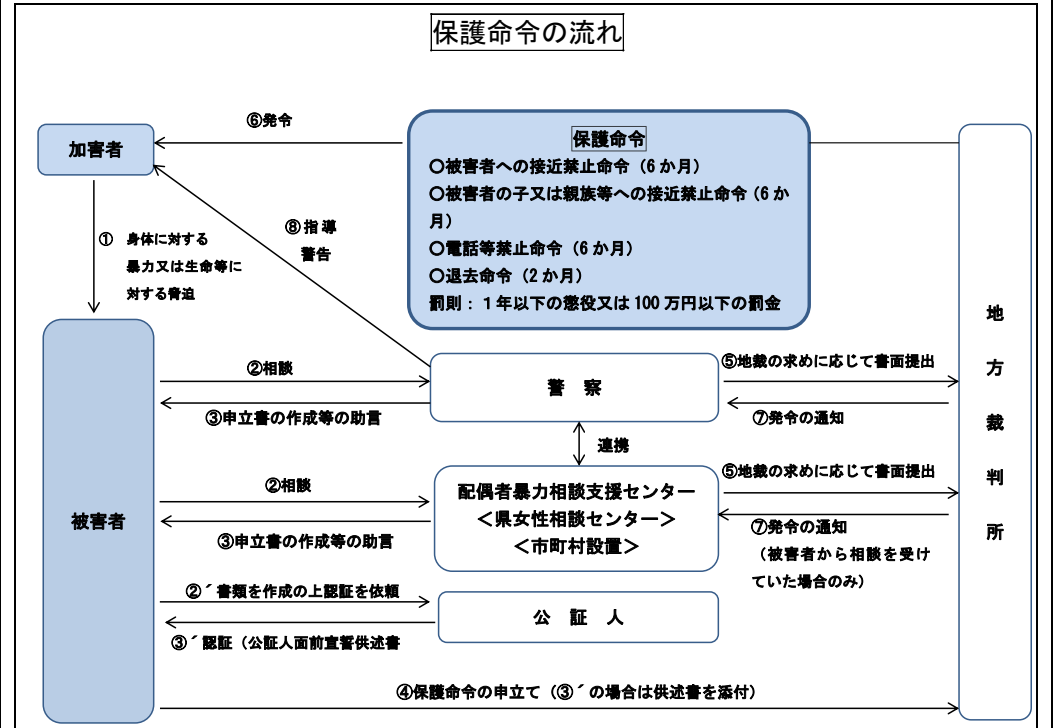
- ・保護命令が発せられた場合、裁判所から女性相談センター（相談を受けた事実があり、保護命令申立書にその旨を記載した場合に限る。）及び警察に連絡が入るので、女性相談センターと警察は連携して、発令後の留意事項の説明や緊急時の迅速な通報等についての教示及び被害者等の安全確保を行います。
- ・子どもへの接近禁止命令が発令された場合には、その旨を教育委員会及び学校、保育所等に申し出るよう当該DV被害者に促すとともに、日頃から学校等において適切な対応が行われるよう教育委員会等に制度の趣旨及び概要について周知を図ります。 →新(1)①へ
- ・警察は、被害者の親族等への接近禁止命令が発令されている場合、これらの者に対しても同様の教示を行うほか、加害者に対して保護命令の遵守、保護命令違反時の刑罰法令の適用等について指導警告を行います。 →新(3)②へ
- ・市町村が配偶者暴力相談支援センターを設置したときは、当該センターにおいて同様の適切な対応をとるよう働きかけます。 →新(3)①へ

<女性相談センター、県警本部>

③保護命令関係担当者会議の開催 ←廃止（裁判所主催で同様の会議が開催されるようになったため）

- ・保護命令関係機関相互の情報共有、連携強化を図るため裁判所、警察、配偶者暴力相談支援センター、行政主管課による保護命令関係担当者会議を開催します。 <女性相談センター>

保護命令の流れ



新	旧
<p data-bbox="91 277 846 312">4 被害者の安全・安心な暮らしの実現に向けた支援の拡充</p> <p data-bbox="91 328 1106 456">(1) 地域で被害者を支える体制の強化【★重点】 ※新規 地域でDV被害者を見守り、被害の深刻化の防止や再発防止を図る支援体制の充実を目指します。</p> <p data-bbox="91 472 264 507">【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="91 523 1106 699">○ <u>DV被害者が加害者と同居ないし近隣地域で生活する場合、再被害に遭うことなく安全・安心に生活するためには、様々な分野の関係機関・団体の連携による継続的な支援が必要であり、自立に向けた各種支援制度等の円滑な活用に加え、被害者を地域で支える体制を強化する必要があります。</u> <li data-bbox="91 715 1106 890">○ <u>県では、平成29年度に、被害者が再被害に遭わないように、つまり、加害者に再び加害行為を起こさせないようにするという観点から、関係機関・団体等と連携して、加害者への対応も含めた多面的な被害者支援をモデル的に実施しました。</u> <li data-bbox="91 906 1106 1082">○ <u>今後は、モデル事業の取組結果を踏まえ、加害者への対応も含めた、DV被害者の在宅見守り支援のノウハウを「DV被害者の総合支援ガイドライン」としてとりまとめ、研修等を通じた関係機関・団体等への理解促進を図りながら、県内各地域での活用を進めます。</u> <p data-bbox="91 1145 264 1181">【具体的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="91 1197 1106 1232">① <u>関係機関・団体等による地域での見守り支援体制の強化【★重点】</u> <li data-bbox="91 1248 1106 1423">・ <u>DV被害者が再被害に遭わずに安全・安心して生活できるよう、関係機関・団体等の連携や情報共有の方法、既存の社会資源等を活用した見守り支援の手法等についてまとめた「DV被害者の総合支援ガイドライン」を作成し、関係機関・団体において共有・活用します。</u> <li data-bbox="91 1439 1106 1474">・ <u>また、本ガイドラインの趣旨に沿った地域での見守り支援（以下、「見守り支</u> 	<p data-bbox="1142 277 1641 312">4 被害者の自立支援に向けた環境整備</p>

援」という)の実施に当たっては、特に被害者にとって最も身近な相談窓口である市町村の理解・協力が不可欠であるため、研修等を通じて丁寧に理解促進を図ります。

- ・ 県内各地域で必要に応じた見守り支援が実施され、DVを許さないという住民意識が高まることによって、DV被害者の支援の受け皿が広がる、必要な助言や支援が早期に被害者に届く、DV被害の未然防止につながる等の効果も期待できるため、本ガイドラインの普及に向けた研修の実施や啓発等に力を入れて取り組めます。

<子ども家庭福祉課>

【具体的目標】

毎年度全市町村・福祉事務所の職員及び相談員を対象とした研修を実施

(2) 子どもの安全・安心な成長に向けた支援【★重点】

子どもが安全・安心して生活できるよう、関係機関と連携した継続的な支援の充実を図ります。

【現状と課題】

- DV被害者と同様に、子どももまたDVの被害者です。「児童虐待の防止等に関する法律」には、直接子どもに暴力をふるわなくても、子どもの目の前でDVを行うことも児童虐待であると規定されています。
- 平成29年度に一時保護所に入所したDV被害者のうち、50.0%が子どもを同伴しています(内訳：乳幼児47.1%、小学生以上52.9%)。
- DVを身近に見てきた子どもたちは、さまざまな心の傷を抱えており、子どもの人格形成や身体的成長過程に深刻な影響を与えることが指摘されています。
- また、DV被害者の子どもが関係機関等から安全・安心な成長に向けた支援を受けることは、被害者自身の心や生活の安定につながります。
- このため、子どもの心のケアや、適切な配慮による就学・保育等の機会確保や、子育て支援サービスの活用等、教育機関や市町村等の関係機関の連携による継続的な支援を行うことが重要です。

(6) 子どもに対する支援 ← (2) に移動

子どもの人権を尊重し、状況に応じた取り組みを実施します。

【現在の主な施策】

- ・ 子どもの状況に応じたカウンセリングの実施
- ・ DV被害者とともに一時保護の実施

【現状と課題】

- DV被害者と同様に、子どももまたDVの被害者です。DVの加害者の中には、子どもに対しても暴力をふるう者もいます。「児童虐待の防止等に関する法律」には、直接子どもに暴力をふるわなくても、子どもの目の前でDVを行うことも児童虐待であると規定されています。
- DVを身近に見てきた子どもたちは、さまざまな心の傷を抱えており、子どもの人格形成や身体的成長過程に深刻な影響を与えています。また、DVの世代間連鎖の可能性も指摘されています。
- このため、児童相談所において、子どもの人格と権利を尊重しながら、状況に応じた心理的ケアを行っています。
- 被害者の子どもの就学・保育等は極めて重要であり、個々の状況に応じた学

【具体的取組】

①子どもの安全・安心な生活環境の確保【★重点】

- ・ 面前DVの被害児等、心理的ケアが必要な子どもに対しては、今後も児童相談所において、カウンセリング等の心のケアを実施します。
- ・ また、市町村の要保護児童対策地域協議会（※）との連携を強化し、支援が必要な子どもやその家庭に関する情報を関係機関で共有し、安全確保や子育て支援サービスにつなげる等、DV被害者の子どもが安全・安心に生活できるよう、地域の社会資源を活用した支援の充実を図ります。

＜児童相談所、女性相談センター＞

（※）要保護児童対策地域協議会：子どもを児童虐待等から守るために、関係機関が支援内容の協議や情報共有等を行うネットワーク

②適切な配慮を受けられる就学・保育の機会確保【★重点】

- ・ 学校等に配置されているスクールカウンセラーや教育事務所等に配置されているスクールソーシャルワーカー等により、子どもの心のケア等に早期対応できる体制の充実を図ります。 ＜義務教育課、高校教育課、特別支援教育課＞
- ・ 女性相談センターでは、教育委員会や市町村の子育て担当部署との連携を一層強化し、子どもの転校や保育入所等の手続きの円滑化を図ります。
- ・ また、DV被害者に対して、子どもに関する支援・相談窓口等の情報提供を行うとともに、教育委員会や市町村の子育て担当部署の関係者等に対して、加害者からの追跡対応に関する助言や、子どもの状況等について情報共有を行い、関係機関等と連携して適切な配慮を受けられる就学・保育の機会の確保に取り組みます。 ＜女性相談センター＞

習や保育の機会の確保が必要であると同時に、教育機関・保育所の協力も必要です。

今後の具体的施策

①子どもの心のケアの実施及び教育等の確保

- ・ DV被害者と同様に、面前でDVが行われること等により子どもも心理的外傷を受けており、心理的ケアが必要な場合があります。そのような場合は、児童相談所において、必要なカウンセリングを行う等、子どもの状況に応じ対応します。 →新（２）①へ
- ・ 学校のスクールカウンセラーや教育事務所等に配置しているスクールソーシャルワーカーも相談等に対応します。 →新（２）②へ
- ・ 女性相談センターでは、教育委員会、学校、保育所等と連携し、DV被害者に対し必要に応じて同居する子どもの就学・保育や心理的ケア等の配慮について情報提供等を行うとともに、福祉事務所又はDV対策担当課（市町村が配偶者暴力相談支援センターを設置している場合は配偶者暴力相談支援センター）においても情報提供等を行うように働きかけます。 ＜児童相談所、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、女性相談センター＞

→新（２）②へ

②就学・保育の情報提供 →新（２）②へ

- ・ 住民票に記載がない場合であっても、居住している市町村において就学や保育所入所が可能である旨、被害者に対し情報提供を行います。また、被害者及びその子どもへの接近禁止命令が発令された場合には必要に応じて、学校、保育所等に協力を求めるよう被害者に助言します。 ＜女性相談センター＞

③健診等の情報提供 ←廃止：必要な周知は進んでおり、改めての周知は不要

- ・ 子どもとともに遠隔地で生活する被害者について、住民票の記載がされていない場合であっても、居住している市町村において、予防接種法に基づく定期の予防接種や母子保健法に基づく健診が受けられることを、市町村等関係機関に周知するよう努めます。
- ・ 女性相談センターにおいては、DV被害者に対して、当該事項につき、必要に応じて情報提供するとともに、福祉事務所又はDV対策担当課（市町村が配偶者

(3) 生活基盤の安定に向けた支援

関係機関との連携を強化し、住宅確保や就業支援等の充実に努めます。

【現状と課題】

- 被害者が自立して生活するためには、住宅確保や就業等による生活費の確保など、生活基盤の安定を図る必要があります、その課題解決に関わる機関等が連携し、様々な制度や施策等を活用しながら支援を図ることが必要です。
- 県では、住宅の確保に向け、被害者が県営住宅への入居を希望する場合、入居に際し実施される抽選で、優遇措置を設けるとともに、被害者が若年単身である場合にも入居を可能としています。なお、緊急に迫られる事情がある被害者に対しては、目的外使用による入居を実施しています。
- また、一時保護所退所後の自立のための中間的な住居の提供を行うステップハウス事業の継続実施や、賃貸住宅への円滑な入居支援などにより、住宅の確保に向けた支援を継続していくことが必要です。
- 就業支援については、就業情報の提供、就業相談や就業支援講習会等の実施、必要に応じて関係機関との連絡調整を行っており、今後も、被害者の生活基盤の確立を図るため、一人ひとりの状況や要望に応じた支援を行っていく必要があります。
- さらに、DV被害者が自立した社会生活を送るようになった後も精神的ダメージは大きく、長期にわたって心身にさまざまな影響を及ぼすことが懸念されるため、被害者の意向を尊重した心理的ケアを継続的に実施していくことが必要です。

【具体的取組】

①住宅確保の支援

- ・ 県営住宅の入居抽選における倍率優遇措置及び目的外使用を引き続き実施す

暴力相談支援センターを設置している場合は配偶者暴力相談支援センター)においても情報提供するよう働きかけます。

<子ども未来課、健康危機管理課、子ども家庭福祉課、女性相談センター>

(1) 住宅の確保 ← (3) に統合

DV被害者のための住宅の確保に努めます。

【現在の主な施策】

- ・ ステップハウスの運営
- ・ 県営住宅の抽選倍率優遇措置、単身入居、目的外使用の実施

【現状と課題】

- DV被害者の自立を支援するためには、居住の安定を図ることが重要であり、住宅の確保に努める必要があります。
- 被害者が加害者から身を隠し自立しようとしても、経済的事情や適当な保証人がいないなどの理由により、住宅の確保が困難な場合があります。
- 本県では、被害者が県営住居の入居を希望する場合、入居に際し実施される抽選で、優遇措置を設けるとともに、被害者が若年単身である場合にも入居を可能としています。なお、緊急に迫られる事情がある被害者に対しては、目的外使用による入居を実施しています。さらに、市町村の公営住宅についても、被害者の優先入居や目的外使用について働きかける必要があります。
- また、一時保護所退所後、住居の確保が困難な被害者に対し、自立のための中間的な施設であるステップハウスを提供しています。(平成20年度から平成24年度まで11件の利用実績あり)
- 民間のアパートについては、保証人の問題等について検討する必要があります。

今後の具体的施策

①ステップハウスの運営 →新(3)①へ

- ・ 一時保護から自立した生活への移行期の支援として、ステップハウス※の運営

るとともに、市町村の公営住宅等においても同様の制度の導入の働きかけを行い、DV被害者が速やかに公営住宅等に入居できるよう支援を行います。

＜住宅課＞

- ・ 一時保護から自立した生活への移行期の支援として、ステップハウス事業(※)を継続して実施します。

＜子ども家庭福祉課＞

(※) ステップハウス事業

一時保護所を退所後、住居の確保が困難な被害者の自立を支援することを目的とし、一時的に住居の提供を行うとともに相談・援助を行うもの。

- ・ 住宅確保要配慮者居住支援法人(※)に指定されている民間団体等との連携により、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの支援を行います。

＜住宅課＞

(※) 住宅確保要配慮者居住支援法人

住宅確保要配慮者(住宅の確保に特に配慮を要する者)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、家賃債務保証の実施、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき都道府県に指定された法人

- ・ 身元保証人確保対策事業(※)の活用や、民間の家賃債務保証会社等に関する情報提供等により、保証人の確保による速やかな住宅の確保を支援します。

＜子ども家庭福祉課、女性相談センター＞

(※) 身元保証人確保対策事業

母子生活支援施設の入所者が、就職に際して、また住宅を賃借する際に保証人が得られない場合で施設長が保証人となった場合、損害賠償や債務弁済の義務が生じたときの賠償額の一定額を支払う保険に加入する際の保証料を国と都道府県が補助する事業。

②就業支援

を継続します。

＜子ども家庭福祉課＞

※ステップハウス

一時保護所を退所後、住居の確保が困難な被害者の自立を支援することを目的とし、一時的に住居の提供を行うとともに相談・援助を行うもの。

②公営住宅への入居支援 →新(3)①へ

- ・ 県営住宅の入居抽選における倍率優遇措置及び目的外使用を引き続き実施します。
- ・ 市町村に対し、DV被害者とその家族を対象にした公営住宅等の優先・優遇措置及び目的外使用の導入を働きかけます。また、市町村と連携し、広域的な入居支援に努めます。

＜住宅課＞

③アパート等入居のための身元保証人確保 →新(3)①へ

- ・ アパート等入居に際し、保証人が確保されない場合は、民間の家賃債務保証会社等に関する情報を被害者に提供します。
- ・ 母子生活支援施設入所者に対しては、身元保証人確保対策事業※を実施し、保証人の確保に努めます。

＜子ども家庭福祉課、女性相談センター＞

※身元保証人確保対策事業

母子生活支援施設の入所者が、就職に際して、また住宅を賃借する際に保証人が得られない場合で施設長が保証人となった場合、損害賠償や債務弁済の義務が生じたときの賠償額のうち一定額を支払う保険に加入する際の保証料を国と都道府県が補助する事業。

(2) 就業支援 ←(3)に統合

関係機関と連携して、DV被害者に求人情報や職業訓練の情報提供等を行います。

【現在の主な施策】

- ・ 女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)におけるハローワーク等の就業支援についての情報提供・助言、一時保護所入所者に対するハローワーク等と連携した就職活動支援
- ・ しごと相談・支援センターでの就職活動支援

【現状と課題】

・ 今後も就業支援制度や窓口等に関する情報提供や、必要に応じて関係機関との連絡調整等を行い、就労が可能となるようバックアップしていきます。

・ また、円滑な支援が行えるよう、ハローワークやしごと相談・支援センター、母子家庭等就業・自立支援センター等との連携の強化を図ります。

＜女性相談センター＞

・ ひとり親のDV被害者に対して、就業相談や就業支援講習会等を通じて就職に向けた技術等の取得の支援を行います。

＜母子家庭等就業・自立支援センター＞

・ 仕事探しのカウンセリングから職業紹介・相談、就職後の支援までのサービスを1ヵ所で提供するワンストップ型の対応をしております、今後も求職者一人ひとりに対応した支援を行います。

＜しごと相談・支援センター＞

③生活支援及び心理的ケア

・ 相談内容によって医学的・心理学的支援が必要な状態だと判断される場合には、今後も精神科医師や心理職員によるカウンセリングを実施します。

＜女性相談センター、精神保健福祉センター＞

・ DV被害体験を有する方同士が情報や意見を交換し、交流することで、奪われた自尊心や主体性を回復することを目的に、被害者（女性）グループミーティングを実施しています。被害者が少しずつ自分の力を取り戻していけるよう支援するため、引き続き周知を図るとともに、実施内容等の工夫を行いながら、被害者グループミーティング等の充実を図ります。

＜精神保健福祉センター＞

○ DV被害者が自立して生活するには、経済基盤の確立が不可欠であり、就労に向けた支援を行うことが重要です。女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）では、ハローワーク等における就業支援についての情報提供と助言のほか、必要に応じて関係機関との連絡調整を行っています。

○ また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターで実施している就業相談や就業支援講習会等の利用を促したり、被害者の職業能力、求職条件等から職業訓練の受講の必要性が高いと認められる場合には、無料の職業訓練のあっせんに努めています。

○ DV被害者は、就職時の身元保証が得られず、就職で不利になることがあるため、就職の際の身元保証人の確保方策について検討するとともに、企業等に対して理解を促すことも必要です。

○ 生活支援と組み合わせた就業支援を行うなど複合的に関わっていくことでより一層の効果が期待されるため、ワンストップで相談を受けられる窓口の設置が望まれます。

今後の具体的施策

① 就業支援 →新(3)②へ

・ 女性相談センターでは、一時保護所入所者が自立のために仕事を探す場合、ハローワーク等の就業支援機関や技術を身につける研修の情報提供等を積極的に行います。

・ 就業に不安を感じている人については、相談に乗りながら、また、必要に応じて関係機関との連絡調整や求職活動への同行支援を行い、就労が可能となるようバックアップしていきます。そのため、ハローワークやしごと相談・支援センター、母子家庭等就業・自立支援センター等との連携の強化を図ります。

・ 一時保護所入所者でない場合も、DV被害者の要望に応じ就業支援に関する相談窓口等の情報を提供します。

＜女性相談センター＞

②就職に向けた技術等の取得のための支援 →新(3)②へ

・ 母子家庭等就業・自立支援センターでは、母子家庭等を対象とした事業を実施していますが子どもを同伴するDV被害者については、やむを得ない事情によ

り離婚の届出を行っていない場合でも、就業相談や就業支援講習会、就業情報提供等の支援を行います。 <母子家庭等就業・自立支援センター>

③就職時の身元保証の検討 →新(3)②へ

- ・母子生活支援施設入所者については、身元保証人確保対策事業を実施し、保証人の確保に努めるとともに、企業や事業主に対して、DVや被害者の置かれている状況について啓発を行い、被害者が心身の健康を回復し、経済的に自立して生活していくための取組みについて理解と協力を求めます。

<子ども家庭福祉課>

④しごと相談・支援センターでの相談対応 →新(3)②へ

- ・しごと相談・支援センターが熊本労働局運営のハローワーク「しごとサポート水道町」と同じフロアに移転したことで、求職者は、仕事探しと就労・生活支援のサービスをワンストップで受けることができます。DV被害者等についても、ハローワークが行う職業紹介・相談と併せて、保育や年金等の生活相談等により、きめ細かな支援を行います。 <しごと相談・支援センター>

(3) 生活支援及び心理的ケア ←(3)に統合

DV被害者に福祉制度の情報提供や心理的ケアが行えるよう関係機関と連携して取り組みます。

【現在の主な施策】

- ・福祉制度についての情報提供
- ・被害者カウンセリングの実施
- ・被害者グループミーティングの実施

【現状と課題】

- DV被害者の中には、経済的自立が難しく、福祉制度を利用しながら自立を目指す人がいます。相談機関はDV被害者に、利用可能な福祉制度の情報提供を行っています。
- また、必要な情報を提供するだけでなく、個別に関係機関と連絡を取り、自立支援に必要な措置が適切に行われるよう調整が必要です。

- したがって、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法等に基づく福祉制度の実施機関である福祉事務所及び市町村の役割は重要です。
- DV被害者の自立支援のためには、母子家庭等に対する支援制度や生活保護等の活用が考えられますが、既存の制度や公的サービスの利用が困難な場合があり、関係者は可能な限り柔軟な運用に努める必要があります。
- さらに、DV被害者が自立した社会生活を送るようになった後も精神的ダメージは大きく、長期にわたって心身にさまざまな影響を及ぼすとされており、被害者の意向を尊重した心理的ケアが必要です。

今後の具体的施策

① 福祉事務所等への理解促進 →新(4)①へ

- ・ 被害者の自立支援には、福祉事務所の役割が大きいことから、生活保護担当者研修等を通じ、DV被害者に対する理解促進を図り、さらなる被害防止のため扶養照会を行わないなど被害者の立場に立った取扱いの実施について周知を図ります。
- ・ 生活保護制度や母子・寡婦福祉資金、生活福祉資金、児童扶養手当等を円滑に利用できるよう関係機関との連携を図ります。特に、児童扶養手当に関しては、平成24年8月1日から配偶者に保護命令が発令されたDV被害者について、新たに受給が可能となったため、適切な情報提供を行います。

＜子ども家庭福祉課、社会福祉課、女性相談センター＞

② 被害者カウンセリングの充実 →新(3)③へ

- ・ DV被害者は、さまざまな暴力を受け続けることで、身体的だけでなく心理的にも強く影響を受けていることがあるため、相談内容によって医学的・心理学的支援が必要な状態だと判断される場合には、精神科医師や心理士等によるカウンセリングを実施します。＜女性相談センター、精神保健福祉センター＞

③ 被害者グループミーティングの充実 →新(3)③へ

- ・ DV体験を有する被害者同士が情報や意見を交換し、交流することで、奪われた自尊心や主体性を回復することを目的に、被害者グループミーティングを実施しています。被害者が少しずつ自分の力を取り戻していけるよう支援するた

(4) 各種制度の円滑な利用に向けた支援

DV被害者が安全かつ円滑に司法・福祉制度等を活用できるよう、関係機関等の連携・協力体制を強化します。

【現状と課題】

- DV被害者が自立するためには、司法・福祉サービスの利用、子どもの転校、転居（公営住宅の入居等）、住民票、医療保険、年金等の行政手続きが必要となり、それには様々な機関が関係しています。
- 複数の窓口に対し、被害者が個別に出向いて繰り返し自身の置かれた状況を説明し、支援を受けるための手続きを進めることは、加害者に遭遇する危険性が高まるうえ、被害者にとっても、心理的に大きな負担となるため、関係機関・団体等が連携し、被害者負担の軽減と、手続きの円滑化を図る必要があります。
- 県では、会議や研修等を通じて、関係機関・団体の連携体制や、情報管理等の配慮すべき事項等に関する情報提供を行い、被害者が適切な配慮のもと必要な各種制度を安全に活用できるよう取り組んでいます。
- また、女性相談センターでは、被害者一人ひとりの状況に応じて、関係機関・団体と連絡調整を行い、円滑な手続きが進められるよう支援しています。
- さらに、女性相談センター及び男女共同参画相談室において、弁護士による無料法律相談を定期的に行い、被害者が司法手続きを円滑に進められるよう、支援しています。

め、引き続き周知を図るとともに、実施内容等の工夫を行いながら、被害者グループミーティングの充実を図ります。

- ・ 対人不安が強くグループミーティングへの参加が困難な被害者に対しては、適宜ストレスケアサロン※への参加を促します。 <精神保健福祉センター>

※ストレスケアサロン

対人交流に不安を持ったり、体験を語ることにためらいがあるDV被害者が、ヨガや呼吸法などストレスと付き合うための方法を学ぶもの。

←ストレスケアサロンはH29年度に事業廃止

(4) 司法・行政手続きに関する支援 ←(4)に統合

DV被害者が自立に向けて必要な手続きの援助を行います。

【現在の主な施策】

- ・ 弁護士による法律専門相談の実施
- ・ 関係機関への情報提供と理解促進

【現状と課題】

- 本県では、女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）、男女共同参画センターにおいて、弁護士による法律相談を定期的に行い、被害者の司法上の手続き等を支援しています。
- DV被害者が自立をするためには、福祉サービスの利用、子どもの転校、公営住宅の入居、住民票、医療保険、年金等の行政手続きが必要となり、さまざまな機関が関係しています。
- 複数の窓口に対し、被害者が個別に出向いて繰り返し自身の置かれた状況を説明し、支援を受けるための手続きを進めることは、加害者に遭遇する危険性が高まるうえ、被害者にとっても、心理的に大きな負担となるため、関係部署が連携し、負担を軽減する措置が必要です。
- また、市町村においては、住民票等の手続きに來たDV被害者に対し、対応する職員の理解不足による不適切な対応や、二次的被害が生じないよう研修等が必要です。

【具体的取組】

①各種制度の安全かつ円滑な利用に向けた連携・協力体制の強化

・ DV被害者に対して、住民基本台帳の閲覧制限、生活支援制度、医療保険、年金等、各種制度や様々な福祉施策に関する情報提供を丁寧に行うとともに、必要に応じて、窓口等との連絡調整や同行支援等を行い、制度等の円滑な利用に向けた支援を行います。 ＜女性相談センター＞

・ また、DV被害者支援につながる制度が有効に機能するよう、研修等を通じて関係者に情報提供・周知を行い、手続きの一元化を目指した連携・協力体制の強化や、DV被害者に関する厳重な情報管理の徹底を図ります。

＜子ども家庭福祉課、市町村課、社会福祉課、女性相談センター＞

②法律相談等の実施

・ 今後も、女性相談センター及び男女共同参画相談室において、弁護士による法律相談を実施し、保護命令や離婚調停、子どもの親権等に係る訴訟等、法律的な助言による被害者支援の充実を図ります。

・ また、自立に向けた手続きを被害者だけで行うことが難しい場合には、法律の専門家による適切な支援が受けられるよう、DV等被害者法律相談援助制度（※）に関する積極的な情報提供を行います。

＜女性相談センター、男女参画・協働推進課、日本司法支援センター熊本地方事務所（法テラス熊本）＞

（※）DV等被害者法律相談援助制度：DV等の被害者を対象に、再被害防止に関する無料法律相談制度（一定基準を超える資産を持っている場合は有料）。

今後の具体的施策

①法律相談等の実施 →新（４）②へ

・ 保護命令や離婚調停、子どもの親権等に係る訴訟等、法律的な助言が必要な場合、女性相談センターや男女共同参画センターにおいて弁護士による法律相談を引き続き実施します。

・ 経済的理由のため弁護士や裁判所の費用を払うことが困難な人のために、日本司法支援センター（法テラス）※の民事法律扶助※など、被害者が司法手続きを進めるうえで支援となる制度の周知に努めます。

＜女性相談センター、男女共同参画センター＞

※日本司法支援センター（法テラス）

総合法律支援法（平成16年6月公布）に基づき、司法制度をより利用しやすくし、法律サービスの提供を身近に受けられるようにする目的で設立された独立行政法人。

※民事法律扶助

経済的に困っている方が、法的トラブルにあった時に無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用の立て替えを行う（代理援助、書類作成援助）制度で、援助を受けるためには、収入が一定額以下であるなどの条件を満たすことが必要です。

②関係機関への情報提供と理解促進 →新（４）①へ

・ DV被害者については、医療保険などの行政手続きに関して配慮されている事柄があり、DV被害者へ必要な情報提供を行うとともに、それぞれの窓口担当者が適切に対応できるよう関係機関に対する広報啓発・研修に力を入れます。

・ DV被害者支援につながる制度が有効に機能するように、制度の熟知とともに関係機関の連携と守秘義務の徹底を図ります。

・ 県及び市町村にあっては、DV被害者の負担軽減のため、庁内の関係部署や関係機関においてあらかじめ協議のうえ、複数の窓口に係る手続きを並行して進められるようにするとともに手続きを行う際にも、一定の場所に関係部署の担当者が出向くことにより、被害者が1か所で手続きが進められるよう手続きの一元化に努めます。

＜子ども家庭福祉課、女性相談センター＞

(5) 情報の保護 ← (4) に統合

DV被害者に関する情報管理を徹底します。

【現在の主な施策】

- ・ 住民基本台帳閲覧制限等の取扱いの周知

【現状と課題】

- 被害者及びその関係者の安全確保を図るため、被害者の住所や居所はもとより、被害者の支援を行う施設や団体の所在地等、被害者等に係る情報の管理には細心の注意が必要であり、被害者の支援にかかわる関係機関等に対し、情報管理の徹底を働きかけています。
- また、住民基本台帳事務における閲覧制限などの被害者への支援措置については、適切に取り扱われるよう市町村の住民基本台帳担当課やDV対策担当課、福祉事務所、警察等に周知を図っています。
- 特に市町村では、選挙管理委員会や国民健康保険、国民年金、介護保険、税務、児童手当等住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署において、閲覧等の制限の対象になっている被害者の情報の管理を厳重に行うことが必要です。

今後の具体的施策

①住民基本台帳閲覧制限等の取扱いの周知 →新(4)①へ

- ・ 被害者の安全確保の観点から、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出や住民票の写し等の交付請求に対する拒否等の措置について関係機関に周知徹底します。 <子ども家庭福祉課>
- ・ 住民基本台帳事務を執り行う市町村において、適切な支援措置が行われるよう情報提供を行うとともに、個別案件に対する指導・助言を行っていきます。 <市町村行政課>

②被害者の情報管理の徹底 →新(4)①へ

- ・ 関係機関や職務関係者に対し、DV対策関係機関会議等や研修の場を通じて、被害者に関する秘密の保持や個人情報の管理の徹底を図ります。

新	旧
<p>5 関係機関・団体等との連携による支援の充実</p> <p>(1) 関係機関・団体等との連携強化【★重点】</p> <p>関係機関・団体等との協力・連携体制の強化を図り、より効果的な被害者支援につなげます。</p> <p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>被害者にとって最も身近な行政主体である市町村は、様々な住民サービスの窓口としての対応や、地域での生活サポート、各種福祉制度等を活用した自立支援等、被害者を支援するうえで重要な役割を担っています。地域に根差したきめ細かな相談・支援体制の強化を図るため、市町村においては、DV対策基本計画の策定や、配偶者暴力相談支援センターの設置を引き続き進める必要があります。</u> ○ <u>県内では、熊本県のほか熊本市及び合志市において、配偶者暴力相談支援センターが設置されていますが、引き続き未設置の市町村に対する働きかけや、同様の機能を有する相談・支援体制の整備に向けた取組みを進める必要があります。</u> ○ 民間支援団体は、DV被害者の実情やニーズに応じた柔軟で機動的な被害者支援活動を行うなど、<u>被害者支援において大きな</u>役割を担っており、行政はこれを支援しながら、それぞれの特性を活かしつつ協働してDV施策を進める必要があります。 ○ 本県では、福祉・雇用・司法・警察・医療・教育・相談機関等の分野及び県等の機関・団体からなる熊本県DV対策関係機関会議等を設置し、<u>関係機関・団体等の協力・連携体制の強化を図っています。</u> ○ <u>また、DV被害者が再被害に遭わずに安全・安心して生活できるよう、関係機関・団体等の連携や情報共有の方法、既存の社会資源等を活用した見守り支援の手法等についてまとめた「DV被害者の総合支援ガイドライン」を作</u> 	<p>5 関係機関との連携・協働</p> <p>(1) 市町村との連携 ← (1)に統合</p> <p>市町村が行うDV対策の支援等を行います。</p> <p>【現在の主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村への情報提供や助言 ・ 市町村の相談窓口担当職員研修の実施 <p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内のどこでも、DVに関する十分な情報を得て、適切な相談や保護を受けることができるよう、県と市町村が連携して広報・啓発や被害者の支援に取り組む必要があります。 ○ 地域住民の最も身近に存在する市町村は、住民票、国民健康保険、保育所入所、学校の転校手続きなどさまざまな住民サービスの窓口であることや、福祉事務所が行う生活保護などの福祉サービスの窓口となっているなど、被害者の支援を行ううえで重要な役割を担っています。 ○ 平成19年のDV防止法改正により、市町村は、DV対策基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置について努力義務を負うことになりました。今後、各市町村において、DV対策が効果的に推進されるよう基本計画の策定が進められるとともに、配偶者暴力相談支援センターについても、市町村基本計画において主要施策として位置づけ、その設置を促進する必要があります。平成25年度9月時点で26市町村が計画の策定を行っていますが、引き続き、市町村のDV対策基本計画が早期に策定されるよう必要な支援を行うとともに、市町村によるDV対策に関する施策との連携強化を図っていく必要があります。

成し、県内各地域での活用を進めます。

【具体的取組】

①市町村の相談・支援体制強化に向けた取組み【★重点】

- ・ 各市町村のDV対策基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた情報提供や助言等を行い、相談・支援体制の強化を図ります。
- ・ 専任の職員の配置や運営費の確保が困難等の理由により、配偶者暴力相談支援センターの設置が難しい場合においても、研修やDV被害者の総合支援ガイドラインの普及等により、地域に根差した継続的な相談・支援体制の強化を図ります。

<子ども家庭福祉課、女性相談センター>

②民間支援団体との連携・協働

- ・ DV施策の推進に当たっては、行政だけで対応していくことは困難であり、民間支援団体や弁護士会、医師会等関係機関とのより一層の連携強化に努めます。
- ・ 今後もDV対策関係機関会議や地域ネットワーク会議等を通じて、情報共有や意見交換等を行い、より効果的な取組みの推進を図ります。

<子ども家庭福祉課、各地域振興局>

【今後の具体的施策】

①市町村のDV対策基本計画の策定支援 →新(1)①へ

- ・ 各市町村がDV対策基本計画を策定するよう働きかけるほか、計画策定に関する情報提供や助言、計画策定の手引きの作成等により支援を行います。

<子ども家庭福祉課>

②市町村への配偶者暴力相談支援センター設置の働きかけ →新(1)①へ

- ・ 各市町村に対し配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた働きかけを行うとともに、設置された市町村に対しては随時情報提供等を行い、業務を支援します。
- ・ 県と市町村のセンターとの役割分担など、関係する施策の調整を行います。
- ・ 配偶者暴力相談支援センター設置が困難な市町村にあっても、住民のDV相談窓口の設置など被害者支援の体制整備を働きかけ、相談窓口担当職員に対する研修を行います。

<子ども家庭福祉課・女性相談センター>

③市町村への説明会の開催 →新(1)①へ

- ・ DV対策基本計画策定又は配偶者暴力相談支援センター設置等の被害者支援体制整備に向けて市町村を支援するための説明会を開催します。

<子ども家庭福祉課>

(2) 関係団体等との連携・協働 ←(1)に統合

民間団体や関係機関、県域を越えた連携の強化に努めます。

【現在の主な施策】

- ・ DV対策関係機関会議及び地域ネットワーク会議の実施
- ・ 他の都道府県との連携
- ・ 苦情処理体制の整備

【現状と課題】

- DV被害者にきめ細かな対応をするためには、国及び地方公共団体だけでなく、民間団体や関係機関と緊密に連携し、効果的な施策の実施を図っていくことが必要です。

- 民間支援団体は民間の特性を活かし、DV被害者の実情やニーズに応じた柔軟で機動的な被害者支援活動を行うなど、大きな役割を担っており、行政はこれを支援していく必要があるとともに、それぞれの特性を活かしながら協働してDV施策を進める必要があります。
- 本県では、DVの防止及び被害者の保護に関し、適切な対応ができるよう県レベルでの各関係機関の役割認識に基づく全県的ネットワークの構築を目的として、国や地方公共団体、民間等の立場を問わず、福祉・雇用・司法・警察・医療・教育・相談機関等の分野及び県の関係課等50の機関からなる「熊本県DV対策関係機関会議」を設置しています。
- さらに、各地域振興局単位で全10地域に、「地域ネットワーク会議」が設置されており、DV対策関係機関会議と同様に、さまざまな分野の機関をメンバーとして構成されています。
- DV被害者の保護・支援に係る職員の職務執行に関して、DV被害者から苦情の申出を受けた場合、関係機関において苦情処理が適切に行われるよう体制を整備していますが更なる周知を図る必要があります。

今後の具体的施策

①民間支援団体との連携・協働 →新(1)②へ

- ・ DV施策の推進に当たっては、行政だけで対応していくことは困難であるため、民間支援団体や弁護士会、医師会等関係機関とのより一層の連携強化に努めます。
- ・ 民間支援団体のスタッフが適切な支援を行えるよう女性相談業務研修会等への参加を呼びかけたり、各種情報提供や共同での被害者支援などの連携を図ります。
 <子ども家庭福祉課、女性相談センター>

②DV対策関係機関会議・地域ネットワーク会議の充実 →新(1)②へ

- ・ 熊本県DV対策関係機関会議において、新たな施策の提案、問題点や課題の提起、情報の共有・交換を行い、施策の効果的な推進を図ります。
- ・ DVの早期発見・早期対応が可能となり、地域の実情に合わせた取組みがなされるよう、地域ネットワークの充実を図ります。

(2) 加害者への対応に関する取組み

関係機関・団体との連携により、加害者への対応に関する取組みを進めます。

【現状と課題】

- DVを許さない社会の実現には、被害者を保護・支援する取組みと共に、加害者が、DVが犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を持ち、更生するための支援が重要です。
- 加害者更生に関する指導方法等については、国において調査研究が進められており、その動向・成果や、他の地方公共団体、県内で加害者の更正を目指す加害者プログラムを実施している民間団体等の取組みを踏まえ、ニーズに則してこれらにつなげていく必要があります。
- また、アルコールや薬物等の依存の問題を抱えている加害者もおり、依存症の相談機関等との連携も必要です。

【具体的取組】

①加害者更生の支援

・ 引き続き加害者からの相談対応を行い、更正を目指す加害者については、医療機関や加害者更生プログラムを実施している民間支援団体等と連携し、加害者の更正を支援します。

<精神保健福祉センター>

②アルコール・薬物等依存症対策の充実

③広域連携の推進 ←施策3(2)④に統合

・ 加害者からの追及を避け、DV被害者の安全の確保を図るため、他の都道府県で一時保護を行うことが効果的な場合は、全国知事会の申合せに基づき、他の都道府県との連携を図り対応します。

<女性相談センター>

④適切な苦情処理体制の確立 ←施策2(2)⑤へ移動

(3) 加害者更生等に対する取組み ←施策1(1)から移動

加害者に対するカウンセリングや更生に向けた国や他県、民間団体の取組み状況等の調査を実施します。

【現在の主な施策】

・加害者カウンセリングの実施

【現状と課題】

- DVの再発を防止するためには、被害者を保護する一方で、加害者が、DVが犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を持ち、更生するための支援が重要です。
- 本県では、自分の暴力に思い悩み、自らカウンセリングを受けたいと思っている加害者を対象にカウンセリングや電話相談を実施しています。関係機関からの紹介も多く、相談窓口の周知が浸透しつつあると思われませんが、さらなる広報啓発に取り組んでいく必要があります。

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
来所(延べ数)	12	19	25	11	10
電話(延べ数)	9	16	4	21	3

※ 熊本県精神保健福祉センター実施分

・加害者の中には、アルコールや薬物などの依存の問題を抱えている人がいます。その場合、依存症の治療が不可欠であることから、県精神保健福祉センターにおいて、相談窓口の設置及びアルコールや薬物等依存症者の家族ミーティングを実施しています。今後とも引き続き医療機関との連携強化を含め、より一層の依存症対策の充実を図ります。
＜精神保健福祉センター＞

- 県内の民間支援団体の中に、加害者の更生を目指す加害者プログラムの実施を始めた団体があり、成果を上げているため、必要に応じて加害者カウンセリングの相談者を加害者プログラムにつなぐなど相互に連携し、加害者更生に取り組んでいくことが必要です。
- 国では、加害者の更生のための指導方法等について調査研究が進められていますが、この進捗状況や他の地方公共団体、民間団体の取組みの動向も把握しつつ、本県においても加害者に対する取組みを検討していく必要があります。
- また、アルコール・薬物依存症とDVとの関連性が指摘されているところですが、そのことを要因とした加害者への取組みの一環として、依存症への対策を充実させる必要もあります。

今後の具体的施策

①加害者カウンセリングの実施 →新(2)①へ

- ・被害者の安全確保や暴力が次世代へと連鎖していくことを防ぐためには、加害者が自らの責任を自覚し、暴力をふるうべきでないと感じる場が必要であり、今後とも加害者がカウンセリングを受ける機会を確保するとともに、カウンセリングの周知に努めます。
- ・加害者プログラムを実施している民間団体とも連携のうえ、加害者の更生に取り組めます。
＜精神保健福祉センター＞

②アルコール・薬物等依存症対策の充実 →新(2)②へ

- ・加害者の中には、アルコールや薬物などの依存の問題を抱えている人がいます。その場合、依存症の治療が不可欠であることから、本県では、県精神保健福祉センターで相談とあわせて、アルコールや薬物等依存症者の家族ミーティングを実施しています。今後とも引き続き民間医療機関との連携強化を含め、より一層の依存症対策の充実を図ります。
＜精神保健福祉センター＞

③国等における調査研究の情報収集及び取組みの検討 →現状と課題に記載

- ・現在、国においては、加害者更生のための方策が確立されていない状況ですが、

国において引き続き行われる調査研究の動向を把握するとともに、他の地方公共団体、民間団体の取組み状況等も情報収集を行い、本県での取組みを検討します。

<子ども家庭福祉課>

熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画 新旧対照表（5章）

新	旧
<p>V 計画の推進にあたって</p> <p>1 計画の進め方</p> <p>この計画は、本県におけるDV対策の基本的方向と具体的施策を総合的に示すものであり、県及び市町村等の関係機関、民間の支援団体等は、<u>この計画に基づき積極的な連携を図りながら</u>、DVのない社会の実現を<u>目指す取組みを進めます</u>。</p> <p>また、企業や団体、学校等に対しては、この計画に基づき、DVのない社会の実現に<u>寄与する</u>取組みを<u>促す</u>とともに、県民に対しては、この計画に基づいた取組みに理解と協力を求めます。</p> <p>2 計画の進行管理</p> <p>この計画に掲げる施策の取組状況については、庁内関係各課等による進捗管理を行い、計画の着実な実施に努めます。</p>	<p>V 計画の推進にあたって</p> <p>1 計画の進め方</p> <p>この計画は、本県におけるDV対策の基本的方向と具体的施策を総合的に示すものであり、県及び市町村等の関係機関、民間の支援団体は、この計画に基づき、DVのない社会の実現をめざして施策を実施し、積極的な連携を図ります。</p> <p>また、企業や団体、学校に対しては、この計画に基づき、DVのない社会の実現をめざした取組みを期待するとともに、県民に対しては、この計画に基づいた取組みに理解と協力を求めます。</p> <p>2 計画の進行管理</p> <p>この計画に掲げる施策の取組状況については、毎年度取りまとめ、庁内関係各課による進捗管理を行い、計画の着実な実施に努めます。</p>